

平成 20 年 1 1 月 1 9 日 (水曜日) 第 4 回定例会

出席議員 (17 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	11 番	鈴 木 賢 也	議員
12 番	松 田 孝	議員	13 番	新 宮 征 一	議員
14 番	高 橋 勝 文	議員	15 番	佐 藤 暘 子	議員
16 番	川 越 孝 男	議員	17 番	那 須 稔	議員
18 番	石 川 忠 義	議員			

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	那 須 義 行 総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長
菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長	丹 野 敏 晴 総 務 事 務 局 長
奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長	尾 形 清 一 総 合 政 策 課 財 務 室 長
熊 谷 英 昭 税 務 課 長	安 彦 浩 総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	犬 飼 弘 一 市 民 生 活 課 長
山 田 敏 彦 花 緑 せ せ ら ぎ 推 進 課 長	犬 飼 一 好 建 設 課 長
安 孫 子 政 一 農 林 課 長	佐 藤 昭 下 水 道 課 長
秋 場 元 健 康 福 祉 課 長	犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長
那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長	鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長 (兼) 会 計 課 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	今 野 要 一 病 院 事 務 長
高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長	兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長
片 桐 久 志 監 査 委 員	工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長
清 野 健 農 業 委 員 会 長	兼 子 良 一 入 振 監 査 務 局 長

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

議事日程第 1 号

第 4 回定例会

平成 20 年 11 月 19 日（水曜日）

午前 9 時 30 分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- （ 1 ）議員の異動について
- （ 2 ）寒河江市議会議会運営委員会委員の指名について
- （ 3 ）例月出納検査結果等報告について
- （ 4 ）2008 年姉妹都市安東市訪問事業の報告について
- （ 5 ）議員派遣について
- （ 6 ）第 120 回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- ” 4 西村山広域行政事務組合議会議員選挙について
- ” 5 報告第 7 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 6 議第 75 号 平成 20 年度寒河江市一般会計補正予算（第 4 号）
- ” 7 議第 76 号 平成 20 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ” 8 議第 77 号 平成 20 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- ” 9 議第 78 号 平成 20 年度寒河江市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- ” 10 議第 79 号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ” 11 議第 80 号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- ” 12 議第 81 号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- ” 13 議第 82 号 さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定について
- ” 14 議第 83 号 トルコ館に係る指定管理者の指定について
- ” 15 議第 84 号 二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について
- ” 16 議第 85 号 寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定について
- ” 17 議第 86 号 寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定について
- ” 18 議第 87 号 寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定について
- ” 19 議第 88 号 寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定について
- ” 20 議第 89 号 寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定について
- ” 21 議第 90 号 寒河江市葉山高原牧場に係る指定管理者の指定について

- ” 2 2 議第 9 1 号 寒河江市葉山市民荘及び寒河江市葉山キャンプ場に係る指定管理者の指定について
 - 日程第 2 3 議第 9 2 号 寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定について
 - ” 2 4 議第 9 3 号 寒河江市慈恩寺駐車場及び寒河江市慈恩寺大駐車場に係る指定管理者の指定について
 - ” 2 5 議第 9 4 号 「寒河江市市民文化会館改修工事請負契約の締結について」の一部変更について
 - ” 2 6 請願第 9 号 2 0 0 9 年度山形県予算における私学助成関係予算の増額を求める意見書の提出に関する請願
 - ” 2 7 議案説明
 - ” 2 8 質疑
 - ” 2 9 予算特別委員会設置
 - ” 3 0 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

開 会 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから、平成20年第 4 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 1 号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

伊藤忠男議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、3 番辻 登代子議員、16番川越孝男議員を指名いたします。

会 期 決 定

伊藤忠男議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成20年第 4 回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る11月14日午前 9 時30分から議会第 2 会議室において委員 6 名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から12月 2 日までの14日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月 2 日までの14日間と決定いたしました。

第4回定例会日程

平成20年11月19日(水)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
11月19日(水)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、西村山広域行政事務組合議会議員選挙、議案・請願上程、同説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
11月20日(木)	休 会			
11月21日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
11月22日(土)	休 会			
11月23日(日)	休 会			
11月24日(月)	休 会			
11月25日(火)	休 会			
11月26日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
11月27日(木)	午前9時30分	総務委員会分科会	付託案件審査	第2会議室
		厚生経済委員会分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設文教委員会分科会	付託案件審査	議会図書室
11月28日(金)	午前9時30分	総務委員会分科会	付託案件審査	第2会議室
		厚生経済委員会分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設文教委員会分科会	付託案件審査	議会図書室
11月29日(土)	休 会			
11月30日(日)	休 会			
12月1日(月)	休 会			
12月2日(火)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

伊藤忠男議長 日程第 3、諸般の報告であります。

(1) 議員の異動についてであります。去る平成20年11月 5 日付で柏倉信一氏から同年11月11日限りで議員を辞職したい旨の願いがありましたので、地方自治法第126条の規定により、同年11月10日これを許可いたしましたので、会議規則第139条第 2 項の規定により御報告いたします。

(2) 寒河江市議会議会運営委員会の委員の指名についてであります。柏倉信一議員の辞職に伴い、寒河江市議会議会運営委員会委員 1 名が欠員となりましたが、閉会中でありましたため、地方自治法第109条の 2 第 3 項及び委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において國井輝明議員を指名しておりますので御報告いたします。

(3) 例月出納検査結果等報告について

(4) 2008年姉妹都市安東市訪問事業の報告
について

(5) 議員派遣について

(6) 第120回山形県市議会議長会定期総会の報告について

以上のことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

西村山広域行政事務組合議会議員選挙

伊藤忠男議長 日程第 4、西村山広域行政事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

西村山広域行政事務組合議会議員には、工藤吉雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました工藤吉雄議員を、西村山広域行政事務組合議会議員の当選人と決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました工藤吉雄議員が、西村山広域行政事務組合議会議員に当選されました。

議 案 ・ 請 願 上 程

伊藤忠男議長 日程第 5、報告第 7 号から日程第 26、請願第 9 号までの 22 案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第 27、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、報告第 7 号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

市道中町橋線を走行中の軽自動車は、側溝のふたにより後部バンパーを破損した事故について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので御報告申し上げるものであります。

次に、議第 75 号平成 20 年度寒河江市一般会計補正予算（第 4 号）について、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、灯油購入費助成事業費及び寒河江市議会議員補欠選挙費を計上するとともに、商工業資金融資円滑化事業費等を追加し、さらに人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うものであります。

その結果、2 億 8,483 万 7,000 円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 144 億 2,607 万 3,000 円とするものであります。

次に、議第 76 号平成 20 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、公債費の追加、公共下水道管渠建設費の増額及び人事異動等による給与等経費の調整を行うものであります。

その結果、1 億 2,466 万 9,000 円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 21 億 6,001 万 5,000 円とするものであります。

次に、議第 77 号平成 20 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国民健康保険税の税率改正に伴う財源調整と出産育児一時金等を追加するものであります。

その結果、660 万 1,000 円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 40 億 52 万 7,000 円とするものであります。

次に、議第 78 号平成 20 年度寒河江市水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、高金利の公営企業債の繰上償還金を追加計上するものであります。

その結果、予算総額は資本的収入は既決予算と変わりがなく、資本的支出を 7 億 6,706 万 7,000 円とするものであります。

以上、補正予算の概要について御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上御可決くださるようお願い申しあげます。

次に、議第79号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第80号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について御説明申しあげます。

産科医療補償制度創設に伴い、その保険料相当額を保険給付するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第81号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について御説明申しあげます。

月山水道企業団が鶴岡市上水道事業に統合され、解散するため、山形県市町村職員退職手当組合の規約の一部を変更する必要がある、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

次に、議第82号さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定についてから議第93号寒河江市慈恩寺駐車場及び寒河江市慈恩寺大駐車場に係る指定管理者の指定についてまでの12議案について、関連がありますので一括して御説明申しあげます。

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものであります。

次に、議第94号「寒河江市市民文化会館改修工事請負契約の締結について」の一部変更について御説明申しあげます。

寒河江市市民文化会館改修工事の内容変更等に伴い、契約金額について変更する必要があるため提案するものであります。

以上、20案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上御可決くださるようお願い申しあげます。

質 疑

伊藤忠男議長 日程第28、これより質疑に入ります。

報告第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第75号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第76号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第77号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第78号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第79号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第80号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 今回の改正は、産科医療補償制度創設に伴う出産育児一時金を35万円から38万円に増額するという中身でありますけれども、この制度、今マスコミでも取り上げられているわけでありましてけれども、その制度の中身について教えていただきたいというふうに思います。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 お答えいたします。

産科医療補償制度でございますけれども、これの目的であります、分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者を速やかに救済するというのが第1点あります。

そういったことで、紛争の早期解決を図っていくということがありますが、それとともに事故原因の分析を通して、産科医療の質の向上を図ることが目的となっております。以上です。

伊藤忠男議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 目的はそういうようではございますけれども、その保険はね、保険制度ができるわけではございますけれども、私もテレビやなんかで報道されておりますのでそちらからの受け入れの部分あるわけではございますけれども、民間の保険会社に保険掛けると。脳性麻痺を救済するためだというふうなことのようです。

そして、医療機関が保険を掛けるというふうなことなんでしょうね。そうした場合には、問題点として一つは、医療機関で分娩、出産した場合には、その入院費、分娩費の費用に保険の掛金、今回3万円のようにございますけれども、それを上積みして分娩をした人に医療機関から請求が来ると。そして、医療機関が民間の保険に保険を掛けるという中身のようではございますけれども、自宅で出産した場合はどうなるのかという問題があります。

それから、その基準も正常な分娩といえますか、生まれた子供の体重とそれから何カ月目で出産したかによって、対象になる、ならないが出てくるのだそうです。未熟児の場合には、脳性麻痺が起っても救済されないという問題があるようであります。

そして、この制度も5年後に見直しというふうなことのようでありまして、産科医療機関の方々も、あるいはドクターの方々も本当に脳性麻痺で生まれた子供を救済するという視点からすれば、差別を

持ち込むものであって極めて問題だというふうな意見が出されております。

したがって、この制度については市としても市長も市長会などを通じながら、そういう5年後の見直しということだけでなく、生まれる月数や生まれてくる子供の体重によって差別が起きるようなことを是正していただきたいということで、意見の反映をお願いしたいというふうに思います。

したがって、私ども議会としても、そういうふうなことを取りまとめを後でしていただきながら、国の方に意見反映をできるようにしていただきたいというふうに思うのです。今、国で出される制度が、今問題になっている定額給付金もそうですし後期高齢者医療制度もそうでしたけれども、全く差別を持ち込むような、末端で十分な心配事に対応できないような部分がありますので、ぜひ意見反映をされるようお願いをしたいということであります。

したがって、私の今申しあげたことがもし間違っている部分があるとしたら、担当者の方から訂正などをもお願いをしたいというふうに思いますけれども、このことについての市長の見解をお願いしたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 改正された法律の内容というものを十分精査検討しまして、議員の質問のようなことがございますならば、しかるべきところに話をつけるとか、あるいは全国の市長会に議論していただくとか、そういう措置をとりたいと思っております。以上です。

伊藤忠男議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 ぜひ今の市長の答弁どおり、対応をお願いしたいと思います。

そして、所管の課長の方も、制度ができていますわけでありますので、今議員の言うとおりであればというようなことでありますけれども、所管の課長の方からも制度の中身について、そういう問題が私はあるというふうな認識をしているのでありますけれども、お答えをいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 この制度につきましては、補償対象が分娩に関連して発症した脳性麻痺、こういったものに限られていまして、あと出生体重とか在胎週数、そういったものも制限があります。

それから、障害の程度についてもいろいろ制限がありまして、また補償金額についてもそんなに大きいものではありません。

そういったことで、今回新たな制度ができたわけですがけれども、まだまだ不十分な点があるかと思えます。ただ、早急にそういった障害等が生じた場合に対する補償がなされるというようなことから、市の方でも取り組むという考えでありますので、御理解願いたいと思います。

なお、この制度の充実については、今、市長からありましたように、国等について機会をとらえて要望していくような方向になるかと思えます。

伊藤忠男議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第81号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第82号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第83号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第84号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第85号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第86号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第87号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第88号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第89号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第90号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第91号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第92号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第93号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第94号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

佐藤暘子議員 この中身は契約の変更というようなことなんですけれども、なぜ契約の変更が起こったのか理由をお聞かせいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 生涯学習スポーツ振興課長。

工藤恒雄生涯学習スポーツ振興課長 お答え申し上げます。

市民文化会館につきましては、今、工事を行っております。その設計内容におきまして、一部追加を行った方がいいという部分が出てまいりました。例えば、照明器具等を今回改修しておりますが、その回路の増設に伴う器具の増設、そういったもの等、またその操作の関係で一部施設を追加した方がいいというようなものが出てまいりました。そういったものを今回改修追加工事を行うために、設計を変更しようとするものであります。

伊藤忠男議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第9号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

伊藤忠男議長 日程第29、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第75号については、議長を除く16人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第75号については、議長を除く16人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

伊藤忠男議長 日程第30、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第79号、議第81号
厚生経済委員会	議第77号、議第80号、議第86号、議第87号、議第88号、議第89号、議第90号、議第91号、議第93号
建設文教委員会	議第76号、議第78号、議第82号、議第83号、議第84号、議第85号、議第92号、議第94号、請願第9号
予算特別委員会	議第75号

散 会 午前9時55分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成 20 年 1 1 月 2 1 日 (金曜日) 第 4 回定例会

出席議員 (1 7 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	1 1 番	鈴 木 賢 也	議員
1 2 番	松 田 孝	議員	1 3 番	新 宮 征 一	議員
1 4 番	高 橋 勝 文	議員	1 5 番	佐 藤 暘 子	議員
1 6 番	川 越 孝 男	議員	1 7 番	那 須 稔	議員
1 8 番	石 川 忠 義	議員			

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	那 須 義 行 総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長
菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長	丹 野 敏 晴 総 務 局 長
奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長	尾 形 清 一 総 合 政 策 課 財 務 室 長
熊 谷 英 昭 税 務 課 長	安 彦 浩 総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	犬 飼 弘 一 市 民 生 活 課 長
山 田 敏 彦 花 緑 世 せ ら ぎ 推 進 課 長	犬 飼 一 好 建 設 課 長
安 孫 子 政 一 農 林 課 長	佐 藤 昭 下 水 道 課 長
秋 場 元 健 康 福 祉 課 長	犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長
那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長	鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長 (兼) 会 計 課 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	今 野 要 一 病 院 事 務 長
高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長	兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長
片 桐 久 志 監 査 委 員	工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長
清 野 健 農 業 委 員 会 長	兼 子 良 一 入 振 監 査 務 局 長

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

平成 20 年 12 月第 4 回定例会

議事日程第 2 号

平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日 (金曜日)

第 4 回定例会

午前 9 時 3 0 分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 2 号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 2 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

伊藤忠男議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め 60 分以内とし、質問回数は 4 回までとなっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

一般質問通告書

平成 20 年 11 月 21 日 (金)

(第 4 回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	地球温暖化について	市民の具体的な行動をとる方策について 家庭でできる省エネの評価表の配布について 住宅用太陽光発電システムの補助制度の検討について	3 番 辻 登 代 子	市 長
2	寒河江市の食育推進について	寒河江市の食育推進計画について 市民の食生活と健康づくりについて 市民の食への意識啓発について	5 番 杉 沼 孝 司	市 長
3	市長の政治姿勢について	寒河江市長としての 6 期 24 年間でどのように総括されるのか、その成果と反省点について 新市長となられる方に何を引き継ぎ、何を求めるのか	15 番 佐 藤 暘 子	市 長
4	国保税について	国保税滞納者への資格証明書の発行について		市 長
5	平成 21 年度に向けて	厳しい経済情勢の中での平成 21 年度の財政見通しについて 継続的事業への考え方について	2 番 石 山 忠	市 長

辻 登代子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 1 番について、3 番辻登代子議員。

〔3 番 辻 登代子議員 登壇〕

辻 登代子議員 おはようございます。

このたび24年余りの長きにわたり、粉骨砕身、市政に頑張ってもらえた市長が勇退されることに一抹の寂しさを感じている私です。

私は、議員になって1年半ですが、その間、素晴らしい経験をさせていただきながら、緑政会の一員として心から応援させていただきました。

寒河江市は、まさに市長が目指してきた「美しい都市」になっていると思います。これからは健康に十分気をつけられ、いつまでも御健勝であられることを心から願っております。

市長に対する一般質問は、今回で最後になり、記念すべき日となりますので、一生懸命頑張りたいと思います。

通告番号 1 番、地球温暖化についてお伺いいたします。

地球温暖化がもたらす悪影響が現実を帯び、早期実現が必要とされている昨今、まさに地球全体で取り組むべき問題となっております。

地球温暖化とは、私たちが生活するために使用される石油、ガス、電気、水道から出るエネルギーにより、大気中に放出される二酸化炭素により起こるもので、地球の温度が上がることであります。二酸化炭素放出量が増加し続けると、健康や食、生態系等、地球のあらゆる分野において悪影響を及ぼす事態になってまいります。

現在、日本人が出す 1 人当たりの二酸化炭素の量は、1950年と1994年を比較すると7倍以上になっており、日本は世界で4番目に二酸化炭素排出国であり、その中に私たちの家庭から出るのも含み、1世帯当たりの排出量は、1年間に約5.3トンで、日本の排出量のうち35%を占めていると言われております。

近年、温室効果ガスが増加し続け、地球の気温が上昇し、日本の平均気温はここ100年で約1度上昇しております。国連の気候変動に関する報告書によると、過去50年間の気温上昇ペースは、過去100年のほぼ倍になっており、日本ではっきりあらわれるのは2050年以降と言われております。

温暖化は、今や我々にとって重大な関心事であります。私たちがこれまでと同じように大量のエネルギーを消費し、その多くを化石燃料に頼っていくとすれば、大気中の二酸化炭素が増加し続けることは間違いないとされております。

地球温暖化が進むに従い、世界各地で異常高温、熱波、干ばつ、大雨などが起こり、被害を受けているところが圧倒的に多くなっていると世界気象機関が2007年に報告しておりますが、最も深刻な問題の一つは、飲料水や農業用水などの水不足で、農作物に悪影響を与えることであり、果樹の生産地の変化により、栽培方法を工夫したり、栽培種を変えたりする対応に迫られ、負担が大きくなってまいります。

また、日本人にとって最も重要な米は、品質の低下や収量の減少する可能性が高いと危ぶまれております。2007年の夏に日本各地で40度を記録し、熱中症で倒れる人が続発しております。2100年には、

気温が4.8度上がるとされており、熱中症で死亡する可能性は2倍から5倍に高まると予想されております。

また、日本で心配される熱帯性の感染症はマラリア、日本脳炎、デング熱などであります。国でも低炭素革命と位置づけ、2050年までの温室効果ガスの削減目標が打ち出され、現状の60%から80%を削減すべく対応しているところであります。

2010年には基準年に比べてマイナス0.8%から1.8%まで排出量を削減し、これに森林吸収源、京都メカニズムをあわせて6%の削減が達成されると言われております。

産業部門での排出削減は、かなり進んでおりますが、今後は、運輸、オフィス、家庭部門での対策が必要となっております。そのため、国民一人一人の取り組みが必要とされ、政府はクールビズの奨励やチームマイナス6%の国民運動を進め、1人1日1キログラムの二酸化炭素の削減を呼びかけており、国の重要な政策となっております。

本市においても6月20日の市報に掲載し、地球温暖化防止活動を呼びかけておりますが、平成6年の寒河江せせらぎ宣言を堅持するためにも、市民がもっと具体的な行動がとれるよう方策をどのように考えるのか、あるいは自分を自分で評価できるような家庭における通知表を配布するなど、工夫してはどうか。

また、住宅用太陽光発電システムが、従来のもものよりも改良が進み、代替エネルギーとして注目されていると聞いておりますが、普及促進を図る方策として、推進するための補助制度を検討してはどうか、以上の点について市長の考えをお伺いいたします。

一人一人、1家庭がこの活動に参加すれば、きっと将来に向けて環境が守られるものと考えております。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

地球温暖化防止、これは今全世界が挙げて、先進国であろうが、中進国であろうが、後進国であろうが、取り組んでおまして、いろいろなサミット等を通じまして議論がなされているところでございまして、今議員がおっしゃるように、国際的に取り組まれておるわけでございまして、我が国におきましても、温室効果ガス排出量6%削減というようなものを目標に種々の取り組みがなされているわけでございまして、目標の達成のためには、温室効果ガスの総排出量を抑制するということはもちろん、森林の吸収源対策というようなものにも取り組んでいかなければならない、そういった面での目標達成を民間団体、あるいは企業、行政、そして国民挙げて一体となって取り組まなければならないことはおっしゃるとおりだろうと、このように思います。

そして、具体的な取り組みについてでございますけれども、本市におきましても、生活スタイルというのを見直しまして、省資源化を進めることが重要と考えておるわけでございまして、これまでも省エネ、それから省資源に関しての事業を行ってきたところでございます。

当市役所庁内におきましては、冷房温度というものを28度に設定することや、エコスタイルの実施など、率先して地球温暖化防止活動を実施しておるわけでございます。

また、市民にありましても、環境に優しい生活スタイルの実践というものを目指しまして、冷暖房の温度設定の適正な使用、そして不必要な照明は小まめに消すこと、洗顔時の、顔を洗うときのシャ

ワーを出しっ放ししないとか、あるいは冷蔵庫に詰め込み過ぎない、洗濯物はまとめて洗う、家庭における省エネ活動、それから包装は簡易にすること等々、そして使い捨て商品を使用しないことを初め、いろいろな対策を講じなければならないと思っております。

ごみの排出量の削減はもちろんでございますし、エコドライブの推進など、市民にわかりやすい形で具体的な啓発活動というものを行って、市民意識の高揚を図ってまいらなければならないと考えております。

御質問の省エネの自己評価の取り組みでございますが、現在、山形県において、もったいないやまがたエコチャレンジキャンペーンということと、それから家庭の省エネチェックシートの二つというものを、チェックシートを使った取り組みを行っております。御案内かと思いますが、このキャンペーン等では、具体的な数値などが記載された家庭の省エネチェックシートが参加者に配布され、チェックシートの内容は、そのまま自己評価に使用できるものでございます。

市といたしましては、県の行っているキャンペーンを6月20日号と7月5日号の市報に掲載いたしまして、市民に伝えております。また、市役所や地区の公民館の窓口に申し込み用紙というものを置いて、市民にPRをいたしました。現在のところ、30件の申し込みとなっておりますが、十分に周知されたものとは思っておりませんので、さらに、徹底するように市民にPRしてまいりたいと、このように考えております。

次に、住宅用の太陽光発電システムへの補助制度についてでございます。

テレビや新聞等でも報じられておりますように、今年度の国の補正予算審議の中で、今年度から補助制度が復活いたしました。1キロワット当たり7万円の補助が実施される運びとなっております。一般家庭では、約3.5キロワットで、約25万円の補助になる見込みでございます。この補助制度は、来年度も概算要求されておるようでございます。

国の補助金の受け皿となりますところの、全国一本の団体が、公募によりまして10月末に決定いたしました。そして、現在は11月25日を締め切りといたしまして、各都道府県の窓口となるところの団体を公募しております。したがって、補助金を受けようとする方は、この県の窓口団体に申請いたしましたして、手続をすることになるわけでございます。

このように、国の補助制度というものが確定したことから、本市独自の補助制度というような考えはどうかということになるかと思っておりますけれども、市独自では持っておらず、今後は国の補助制度を多くの市民が活用できるように広報してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 辻議員。

○辻 登代子議員 御答弁ありがとうございました。1問に対する御答弁本当にありがとうございました。

寒河江市におきましても、いろいろな温暖化対策に対して一生懸命なさっていただくとということが十分わかったわけでありまして、私たち主婦の立場といたしましても、地球温暖化、炭素排出削減をこれからも常に心がけていきたいと思っております。今までむだに使っていた電気、ガス、水道などをもったいないという心を常に持ち、習慣づけていきたいと思っておりますので、今後とも行政の御協力を得られるよう望むところであります。

また、住宅用太陽光発電システムにつきましても、国の予算が導入されていることをもっともっと

市民に広くアピールして周知していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、第2問に入らせていただきたいと思います。

第1問の家庭における通知表に関して、買い物時に使うエコバッグは、温暖化対策の一つとして各自治体でも推進し、大きな効果を得ていると聞いております。

レジ袋は、年間305億枚、国民1人当たりになると約300枚消費されており、これを削減することができれば、石油の消費量が少なくなり、資源の節約や温暖化の防止に役立つと言われております。

本市では温暖化対策として、平成3年に消費生活研究会と市内のスーパー代表者が話し合い、トレイや牛乳パックの回収に取り組み、平成12年からはエコバッグの推進などが行われております。

しかしながら、その後のエコバッグの持参率はどのぐらいなのかといったことに関しましては、余り検証されていないように思われます。私たちが生活している中で、身近にできるようなことを習慣づけることに関しても、行政の協力がなければ定着しないように思われます。

そこで、エコバッグの普及に関する今後の市の取り組みについてお伺いいたし、第2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 ただいまおっしゃられましたように、平成3年度から消費生活研究会と、それから市の衛生組合連合会を中心といたしまして、マイバッグ持参運動、これに先進的に取り組んできたこと、このように思っておりますし、その効果というのはそれなりにあったのではなかろうかなど、このように思います。

そういうことから、ことしの7月に家庭から出されるごみの中のレジ袋の混入率というものを調査いたしました。さらに、9月には市内の一部のスーパー等でマイバッグの持参率を調査しております。そのときの持参率の平均は5割を超えるものようでございまして、中には6割を超える店もあったようでございます。

さらに、マイバッグ持参率を上げるために、商店の方と意見交換を行ったところでございます。いろいろ多くの意見が出されたところでございます。

そこで、このマイバッグ持参率をさらに上げるための取り組みといたしまして、レジ袋の有料化も含めまして、市民の幅広い意見というものを聞いて検討するため、年内に市民へのアンケート調査というものを実施してまいりたいとこのように考えておるところでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 辻議員。

○辻 登代子議員 本市の方でも今後、ことし中にアンケートなどを取り寄せて、市民に対する、いろいろな意見を聞きながらやっていただけてというお返事、本当にありがとうございます。

温暖化対策に対する削減方法といたしましては、エコバッグの推進事業も大変重要な問題になりますので、今後とも行政の力をお願いしたいというふうに思っております。

私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

杉沼孝司議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 2 番について、5 番杉沼孝司議員。

〔5 番 杉沼孝司議員 登壇〕

杉沼孝司議員 おはようございます。

初めに、佐藤市長には、花・緑・せせらぎでつくる自然あふれる美しいまちづくりと、長年の懸案であった駅前整備事業等大きな事業をなし遂げていただき、寒河江市の発展のため、24年間誠心誠意努力していただきましたことに対し深く感謝申しあげたいと思います。

さて、私は、緑政会の一員として議員活動の中で多くの市民から寄せられた意見について、通告番号に従い、一般質問に入らせていただきます。

通告番号 2 番、寒河江市の食育推進計画について伺います。

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるようにするため、国民運動として食育を総合的、計画的に推進することを目的に、平成17年7月に食育基本法が施行されました。

食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育のもととなるべきもの、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な生活を実践することができる人間を育てることと考えられます。

山形県では、「夢未来やまがた食育計画」県民アクションプログラムを策定し、食育県民運動を進めている。基本法の中で、都道府県食育推進計画を基本として、市町村も食育推進計画を策定し、実施する責務を有するとあるが、当寒河江市の食育推進計画等についてどのように進んでいるのか、市長の所見を伺いたいと思います。

次に、市民の食生活と健康づくりについて伺います。

近年のライフスタイルの変化等から、食生活に起因すると考えられる若い女性の低体重や成人肥満などが課題となっており、また、山形県の3歳児の虫歯保有率が全国ワースト10に入っているほど高いなどは、過度の間食や偏食等が原因となっていると聞くと、食生活と将来にわたって健康な生活を営むための歯の健康のために、当市の3歳児の虫歯保有率はどのような状況になっているのかお伺いいたします。

近年、連日のように汚染米、輸入野菜の基準値を越す残留農薬、食品の偽装事件が後を絶たず発生している。生涯の健康を守り、豊かな生活を送るためには、ポジティブリスト、生産者の顔が見える間違いのない安全・安心な食品、農産物の生産提供が必要不可欠である。

当市の基幹産業である農業の振興を図る上でも、地産地消の取り組みは推進していると思うが、学校給食等に対するジャガイモやタマネギ等、地場産野菜の使用状況は何%になっているのかお伺いしたい。

次に、市民の食への意識啓発について伺います。

市内には、アグリランド等、産直施設が数多くあり、対面販売等、生産者の顔が見える販売に努めています。市内の大型スーパー等の陳列棚を見ると、外国産や他県産の農産物商品が大半を占めております。とても生産者や製造者の顔が見えるものではありません。

今、中食や外食の拡大等により、生産者の顔、食材、料理をつくる人の手間といった食の背景が見えにくくなっていると言われております。食育を進める上で、食育の重要性についての認識を深めるための情報を市民に提供し、市民の食への意識啓発を図る必要があると思います。保育所や学校、地域へはどのような取り組みをしているのかお伺いし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、食育推進計画策定の点でございます。

議員からも今おっしゃられましたように、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与するというを目的とした食育基本法が、平成17年7月に施行されておるわけでございます。

国では、法に定めた基本理念に基づく食育推進基本計画を作成しております。また、県におきましては、御指摘のように、国の基本計画を基本といたしまして、平成18年12月に都道府県食育推進計画である夢未来やまがた食育計画というものを作成しているわけでございます。

市町村の食育推進計画は、国及び県の食育推進計画を基本として、市におけるところの食育の推進に関する施策を内容としたところの計画を作成するように努めなければならないと、こういうことにされておるわけでございます。御指摘のとおりでございます。

県内の状況を見ますと、作成済みは6市町という状況でございます。本市におきましては、現在市内の各課で計画の方向性というものを検討しているところでございまして、来年度中にはその原案作成に向けて取り組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、3歳児の虫歯の保有率の状況についても質問がございました。

健康の基本は正しい食習慣、バランスのとれた食事からなるところの毎日の食生活にあると思っております。中でも食事をおいしく食べ、健康に過ごすためには、虫歯になりにくいところの丈夫な歯をつくり、保つことが大切だと、このように思います。

乳歯は妊娠のごく初期にでき始めまして、永久歯も妊婦の後半にはつくられ始め、ほとんどが胎児期につくられるようでございます。そんなことから、母親の食生活が生まれてくる子どもへの歯質、歯の質に大きく影響してきますので、妊娠中は丈夫な歯をつくるために必要な栄養というものを十分とることが重要でございます。

また、虫歯予防には、歯みがきも大事ではございますけれども、食事の仕方なども関係してまいりますので、歯の健康については母子健康手帳交付時や、育児教室などの機会をとらえて指導を行っておるところでございます。

本市におきましては、1歳6カ月児健康診断時と、3歳児の健診時に歯科健診を実施しておりまして、同時に虫歯予防にフッ素塗布を行っておるわけでございます。また、6月4日、虫歯の日に始まるところの歯の衛生週間の1日を、乳幼児を対象としたところの無料歯科健診日としまして、虫歯予防に努めておるところでございます。

3歳児の虫歯保有率についてお尋ねがございましたが、平成19年度において、県は35.7%、本市が33.1%と、県内35市町村中、保有率の少ない順位では8番目となっております。国の水準から見れば、まだまだ高い保有率となっておりますので、健康な歯づくりのためにも食事の内容や食事の仕方など、正しい食生活の普及推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、学校給食に対すところの地場産の野菜の使用状況についての御質問がございました。

ことしの第2回定例会で12番議員にもお答え申したところでございますけれども、現在、学校や病院においては地元産の農産物を優先的に使用しております。特に、学校の米飯給食につきましては、地元産米はえぬき一等米だけを使用しているところでございます。そのため、標準米価格と一等米価格の差額を市で負担しておるという状況でございます。

次に、ジャガイモとかタマネギの地場産野菜の使用状況ということでございますが、ジャガイモが9.9%、タマネギはゼロでございます。ただし、すべて国産品を使用しておる状況でございます。

それから、市民の食への意識啓発についてでございますが、食への安全・安心ということは、今大きな課題となって取り組まれておるわけでございますけれども、農業と物産まつりでの地元農産物の直売や地産地消コーナーの設置などを通じまして、安全な地元農産物の消費拡大に努めるとともに、西村山各市町と、県、それからJA農協とでさがえ西村山農産物安心・安全対策推進会議というものを組織いたしまして、安全対策に向けた広報宣伝活動の徹底やら、食と農の交流会での地元農産物を使った新たな食の開発と普及に努めているところでございます。

今後におきましても、これらの取り組みというものをさらに推進してまいりたいと思っております。

それから、食への意識啓発でございますけれども、現在、日本人の死因はがん、それから心臓病、脳卒中などの生活習慣病というのが多く占めておるわけございまして、健康づくりを進める上におきましては、食生活、それから運動、休養、禁煙、歯の健康など、生活習慣というものを改善することが大切になってきております。

そのため、本市においては、その予防を目的とした市民健康講座というものを開催いたしまして、食事のバランスガイドを使つての講話や、それから減塩についての調理実習というようなものを通して、食生活にかかわる健康づくりを行つておるところでございます。

また、乳幼児の時期からの生活習慣が大切なことから、乳幼児を持つ母親などを対象に、食を通した親子の触れ合いをテーマにした育児教室なども開催しております。

そのほか、地域における健康づくりの担い手となっておりますところの食生活改善推進員、100名ほどいらっしゃるわけでございますけれども、私たちの健康というものは、私たちの手で作るといふスローガンのもとに、食生活を通した健康づくり活動を行つておるわけでございます。

平成19年度は、柴橋と高松地区で健康な食生活についての伝達講習会や醍醐小学校での親子食育教室、それからハートフルセンターで行われました郷土食伝承料理教室、それから男性のための食生活講座などを開催しております。

今後は食生活改善推進員の育成に努め、地域での食生活の改善を推進し、さらには、市報などへの食生活と健康づくりをテーマとした特集記事の掲載やら、あるいは地域などに出向いての食に関する出前講座の開催など、教育、健康、農業関係、それぞれの分野と連携を図りながら、事業の充実を図り、市民の食への情報提供と啓発活動というものに努めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 御答弁ありがとうございました。

食育推進計画について、来年度中に作成とのお答えをいただきましたが、既に作成済みの推進活動中の市町が6市町ほどあるというふうなお答えであります。平成20年度、平成21年度には相当数の

市町村が作成されるような状況ではないのでしょうか。

市民がより健康で健全な生活の向上を図るために、より多くの市民が、特に若い女性や若いお母さん方が気軽に参加できるような計画を早期に作成して実施されるよう強く要望いたします。

次に、子どもの歯は丈夫な歯もそうでない歯もお母さんの胎内で作られるということがお答えによりよくわかりました。子どもの健康で丈夫な歯をつくることは、将来の健康を守ることになり、将来の医療費の削減にもつながるのではないかと思います。虫歯予防にはお母さんの妊娠中の健康管理が重要で、特にカルシウムなどの摂取が非常に大事なのかなというふうに思います。妊娠中の健康教室等をも通じて、早くから乳幼児期の虫歯予防にもっと関心を持ってもらい、3歳児の虫歯保有率も少ない方から県内トップになるような運動を進められるように強く要望いたしたいと思います。

次に、地産地消の推進拡大等から学校給食について、地場産野菜を優先的に使用しているということですが、お答えによりますと、ジャガイモやタマネギの使用については9.9%や0%というのでは非常に残念だなと言わざるを得ません。

栽培や保存も比較的簡単なジャガイモやタマネギ等は、生産者の協力も得やすいのではないかと思います。端境期もありますが、せめて地場産ものを50%ぐらいは使用されるよう、関係機関や生産者との協議なり、努力をしていただくように強く要望いたしたいと思います。

次に、市民の食の意識啓発についてであります。お答えによりますと、市民の健康づくりを進めるために、生活習慣病の予防を目的に、市民健康講座や調理実習、食に関する親子育児教室の開催等、多種にわたる事業の推進に感謝申しあげたいと思います。

しかしながら、がん、心臓病、脳卒中などの三大成人病、これらによる死因が依然として減少しない状況にあるようですので、食生活改善推進員の育成、拡大、これらにより、また活発な活動により、食生活の改善をさらに推進し、市民が明るく朗らかで健康な生活ができるよう、なお一層の事業推進に努めていただきたく要望したいと思います。

私の質問を終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 食育推進計画策定でございますけれども、先ほど答弁申しあげましたように、関係課で内部の、庁内の原案をつくっていくということで、今現在鋭意頑張っておるわけでございまして、その後、今度外部に向けての委員会といいますか、あるいはそういう形のものを立ち上げて、それらに諮問して、そして答申を得て計画というものに立ち上げたいと、このように思っているわけでございますので、鋭意努力してまいりますので、よろしく願い申しあげたいと思います。

それから、子どもの虫歯にしましても、あるいは健康な歯をつくるということにしましても、やっぱり先ほど申しあげましたように、母親の胎内にあったときから形成されていくということでございますから、やっぱり母親の健康、これが大切だなと、このように思っております。

ですから、子どもが虫歯になってからというわけではなくて、母親からの健康というものを大切にしたところの母親教育といいますか、母親の理解を求めるような講習会とか、あるいは勉強会とか、いろいろそういうものにも力を入れていかななくてはならないなと、このように特に感ずるところでございます。

それから、地場産の野菜でございますけれども、先ほどジャガイモとタマネギ、これ地場産の生産率というのが、また使用率というのが非常に低いと、こういうことでございますから、これどうい

ようにジャガイモ、それからタマネギはゼロに近いということでございます。全く自家消費程度にしか本市ではつくられていないのではなからうかなと、このように思っておりますが、その辺の原因を農協なり、あるいは生産者の方々との十分な意見を交換して、土壌の関係がどうなのかとか、あるいは割が合わなかったことから、生産に踏み切られていないのかなと、このようなことも十分、あるいは販売網がどうなのかというようなことも考えあわせまして、これから関係機関と検討を進めていきたいと、このように思っております。

いろいろ給食等には、いわゆるジャガイモとかタマネギ使われておるわけでございますので、できるだけ市内で生産されたものが消費されるような方向が望ましいと、このように思っておるわけでございます。

それから、食生活改善推進、この役目の重みというものは、非常に重要なものになってきておると私も認識しておるわけございまして、そういう観点から、なおなお連携を強め、あるいはお互いに情報を提供し合いながら、食生活改善推進員の活動が活発になるように持っていきたいと、このように思っておるところでございます。

以上です。

佐藤暘子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 3 番、4 番について、15 番佐藤暘子議員。

〔 15 番 佐藤暘子議員 登壇 〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

このたびの質問に当たりまして、通告しておりました市長の政治姿勢についての二つ目の項目については、今議場でこの質問にふさわしくないという判断をいたしまして、質問をしないことにいたしましたので、御了承いただきたいと思います。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

私は日本共産党を代表し、今議会限りで勇退を表明された佐藤市長に最後の一般質問をさせていただきます。

佐藤市長は、6 期 24 年間、四半世紀にわたり市長の任につかれ、その職務を全うされました。立場こそ違え、重責を担いながら市政のために尽力されたことに敬意を表するところです。

9 月議会で、市長が次期市長選には立候補しないと答弁された中で残夢を味わうという言葉が使われました。24 年間政務に専心され、これからが市長にとっては好きなことができる自分の時間になるのだらうなと思ったところです。

私が、議員としてこの議場に立つようになってから 18 年間、議会のたびごとに市長とはさまざまな問題について議論を闘わせ、真剣勝負をしてきました。なかなか議論がかみ合わず、市長を怒らせてしまったり、私自身も悔しい思いやむなししい思いを何度もしてきました。

しかし、この論戦の一つ一つは、4 万 3,000 市民を背後にした切実で大切なことばかりだったと思います。今議会は、市長との最後の真剣勝負になりますので、気を引き締めてまいりたいと思います。市長の誠意ある答弁を求めるものです。

まず初めに、寒河江市長としての 6 期 24 年間を市民の立場で総括し、その成果、反省点などについて市長の考えをお伺いいたします。

市長は、次期市長選へ出馬しない意向を述べられた中で、6 期 24 年間の市長として取り組んでこられたまちづくりについて、新第 3 次振興計画を策定し、情報に強いカラフルな都市を掲げて日本一のさくらんぼの里を目指し、挑戦してきたことや、第 4 次振興計画においては、美しい交流拠点都市寒河江の実現に向けて、花と緑・せせらぎで彩るまちづくりに努力してきたこと、その象徴としての花咲かフェアは、県内外の観客を迎え、さくらんぼと一体となって莫大な波及効果を発揮してきたと述べられております。

さらに、道路網の整備、工業団地整備とそれに伴う企業誘致など、まちは活性化し、輝かしい実績と未来への展望が開けると自信に満ちた心境が語られました。

市長は、6 期 24 年の市政運営は誤りのない、市民に支持され理解をされている運営だったと考えておられるようですが、もし反省点があるとすれば、どんなところかお伺いをいたします。

次に、市民の立場から見た佐藤市政の 24 年を大まかに総括し、意見を述べたいと思います。

市民には、佐藤市政の 24 年をすばらしい実績を残されたと評価する声と、反面華々しく日の当たるステージの陰でくすぶっている市民のうっせきした声とがあることを市長は御存じでしょうか。

その一つに、民意が反映されないことが上げられると思います。まちづくりの基本となるべき振興計画や各種事業計画などの作成に当たっては、審議委員会などを設置して各界各層の代表者の意見を伺った上で作成するのだから、民意は反映されていると市長はこれまでの質問に答弁されてきました。

一昨年(2019年)の12月、日本共産党寒河江市議団は、市民8,000世帯に対し無差別にアンケート調査をしましたが、配布した数の1割、約800名の市民が回答を寄せてくれました。この内容と結果については、以前詳細に紹介しましたので、市長も御存じのとおりですが、市政に対する評価についての設問では、不満と答えた人が47%、意見が届かないが28.1%、よく頑張っているが7.2%、まあまあ頑張っているが6.5%、その他が11%になっています。

市民が不満、意見が通らないと答えている中の主な理由に、入場無料で実施している花咲かフェア、カヌー競技場の建設、チェリーランド、神輿会館、中学校給食が実施されないなどを上げています。これらについてアンケートの書き込みには、わけのわからないハード面に金を使い過ぎている、税金をつぎ込む必要がある事業なのか市民の意見を聞いてほしい、優先順位を考えて市民のために税金を使ってほしいなど、さまざまな意見が書き込まれていました。

さらに、まちづくり、むらづくりなど、市民みずからのまちをどうしていくかを考えさせる施策が必要、まちづくりは市が考える部分はあると思うが、市民の考えをもとにしないといけないのではないかとといった意見や、市としてアンケートなどで民意を集約してほしいなどの書き込みがありました。

アンケートの中で、寒河江市に今一番取り組んでもらいたいことについての設問の中で、断トツに多かったのは高齢者福祉でした。次に多かったのが医療の充実、子育て支援となっており、市民は箱物や大型事業よりも除雪対策や生活道路の整備など、安心して過ごせるまち、安心して働ける環境を重視したまちづくりを求めていることがうかがえます。

この点でも、市長の進めてきた華々しい大型事業やイベント中心の事業などと住民の意識には大きな乖離があったと考えられます。さらに、中学校給食については、議会も含めて寒河江市は民意を無視してきたこととなります。

このたびの市長選に当たり、中学校給食を進める会では、今立候補を表明している2人の予定候補者に中学校給食についての公開質問状を出しました。お二人の予定候補者から回答が寄せられてきましたが、お二人とも市民と接する中で中学校給食への要望が予想以上に多いことを率直に認め、中学校給食を実施すると述べておられます。

これまでも、給食への要望は議会や当局によって消されても、消されても、決して消えることなく続いています。佐藤市政は、これら住民の民意を反映してこなかったと言わざるを得ません。

次に、財政について申し上げます。

市長が就任されたのは、1985年、昭和60年です。この時点の寒河江市の普通会計の市債残高は73億5,745万円で、普通会計の決算額78億4,955万9,000円とほぼ同額です。

ところが、平成6年からは市債が決算額を上回り、平成19年度では212億円で、市長就任当時と比べると約3倍になっています。市長はこれらの市債について、将来を考えたの先行投資であり、財産として残っていくものと言い、市債の返済については計画的に返済をしていくとしています。

しかし、平成19年度の実質公債費比率は、19.4%と県内13市の中では、新庄市、長井市に次ぐ4番目の高い比率となっており、経常収支比率も98.1%を超えており、市財政は危機的な状況となっています。

その後、徐々に改善していく見込みだとはいうものの、市民生活に与えた不安や影響は大きなものがあります。

日本共産党は、これまで何度となく佐藤市政のあり方に市民の立場から改善や見直しを求め、提言も行ってきました。大方の市民も莫大な事業費を費やして費用対効果が見込めず、将来にわたり維持費の負担がついて回る多目的水面広場や市税をつぎ込み入場無料で実施している花咲かフェアなどには批判的な見方をしています。

新しく市長になられる方に対しても、私たち日本共産党はこれまでと同様に市民の要求や願いを実現する立場に立ち、中学校給食の実施や高齢者福祉や医療の充実、子育て支援、農業や商工業への直接支援などを求め、市民の暮らし最優先の市政を求め奮闘していくことを表明し、第1問といたします。

次に、国保税について、国保税滞納者への資格証明書の発行について伺います。

国保税については、これまでも何度となく取り上げてまいりました。国保税は、税の中でも最も負担の重い、問題の多い税だと思います。とりわけ今日のような回復の見通しもない不況の中で、国民生活は厳しさを増し、重い税負担に苦しんでいる人たちがふえています。

保険料を払えずに、資格証明書の発行になった世帯が全国的に増大しています。資格証明書の発行となった人が医療機関にかかれば、医療費は全額窓口で支払わなければならないので、ぐあいが悪くとも医者に行くのを我慢したり、治療を中断して病気を悪化させたり、手遅れで命をなくす人が出てくるなど、大きな社会問題となっています。

中でも、資格証明書の発行されている世帯に乳幼児や小・中学生の子どもがいて、医療を必要としてもかかれない、また修学旅行に行くのに学校から保険証を持ってくるように言われても、資格証明書の家庭の子どもは持っていけず恥ずかしい思いをしている、こんな状態が浮き彫りになり、子どものいる世帯への資格証明書の発行はすべきでないという世論に押され、厚生労働省も調査に乗り出しました。

その結果、全国的には33万742世帯に資格証明書が発行され、その中には3万2,903名の子どもがいることが明らかになりました。親の事情がどうであれ、子どもが健やかに成長することは保障されなければならない、行政もその責任を負うことは当然のことです。

厚生労働省は、都道府県に対し、資格証明書が発行された家庭に子どもがいる場合はよく事情を調査し、機械的に資格証明書を発行するのではなく、短期医療証などで対応するようにという通達を各都道府県あてに出していると聞いています。

平成20年9月15日現在の厚生労働省の調査資料によれば、寒河江市の滞納世帯は472世帯で、資格証明書が発行されている家庭は116世帯、そのうち子どものいる世帯は10世帯で13人の子どもがいるとなっています。厚生労働省の通達は、県を通して寒河江市にも来ていると思いますが、子どものいる世帯への対応はどのようになっているのかお伺いをし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前11時といたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時00分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤議員。

佐藤暘子議員 答弁に先立ちまして、先ほどの質問の中で、ちょっと訂正をさせていただきたいと思
います。

第1問の質問の中で、実質公債費比率、平成19年度の実質公債費比率を23.3%と申しましたが、こ
れは19.4%の誤りでございます。また、長井市に次ぐ3番目としましたのは、これは4番目でござ
いまして、経常収支比率、これも98.1%でございます。訂正をしておわびをいたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

佐藤市政が終わろうとしている今日、その24年間を振り返ってどう総括するのかと。特に、市民と
のかかわりの中で、現実的なまちづくりと将来のまちづくりに向けて、どう市民に対処し、諸施策を
実行してきたかとの質問と受けとめて答弁いたします。

申しあげるのもおこがましいと思いますが、佐藤市政という一つの時代は終わりを告げます。佐藤
市政は一つのタイプをつくり出し、以前の寒河江を大きく変えたことは否定できないと思います。

市長と市民が挙げて一体となり、市をつくりあげてきたのであります。それをなし遂げたのは、市
民の大きな意識の変化と活動があったから、市長と市民の信頼関係があればこそであります。市民に
公平に立ち向かい、市民の中に入り込み、対話を重ね誠実な姿勢を貫いたことが市民の共感を得るこ
とができ、市の事業に協力をいただいたものと思っております。

市民に支持され、信頼を保ち得るには、何といたっても市民との約束を守ることであり、これが信頼
関係を保ち得る最低条件であります。

私は約束を果たし、預かった市政をいかに市民に還元するかが私の願いでありました。そして、喜
びをともにすることでございます。喜びをともにするためには、一緒に夢を見ることでございます。
振興計画という夢を追い、実現することの喜びであります。

また、市民と一緒に市のために働くという協働の精神と、活動から得るところの喜びであります。
寒河江型グラウンドワークと言えるものでございます。これらがうねりとなって市民が動き、寒河江
市を動かし、喜びとなって市民一人一人に戻ってきております。

次に、市長と市民の心のつながりがあったこととございます。さくらんぼにこだわり、花・緑・せ
せらぎにこだわり、これを共通の目標として諸種の施策に結びつけ、成就することができた心のつな
がりであります。

さくらんぼの原産地がトルコのギレスン市であるということで、姉妹都市を締結しましたが、その
締結を通して、本市として日本一のさくらんぼの里としての名を高からしめ、市民の夢とロマンをか
き立てていること甚だ大きいものがあるかなと、このように思っております。

市民との心を結ぶため、市民とともに記念すべきものをつくり、一緒に祝うことも大切なことと心
がけてまいりました。大江公入部800年祭、近くは市制施行50周年での市民歌制定、寒河江の緑制定、
二の堰親水公園竣工時におけるところのせせらぎ宣言などであります。

さらに、市民とともに、市民を挙げてともに楽しむことでのまちおこしでございます。神輿の祭典、
花咲かフェアは心をつなげるイベントであり、一つの観光事業としましても成長してきておりま
す。

本市のまちづくりのイメージに沿ったチェリーランド、クアパークなど、楽しむ場所、施設を整備して、本市の発展に大きく貢献しております。

市民生活の向上を図るには、働く場所の確保と所得を高める必要がございます。工業団地の造成、オーダーメイド方式によるところの企業の誘致はそのために大きな役割を果たしてきました。

市民の生活環境を便利にし、快適な営みが行われるためには、都市基盤の整備が欠くことのできないものでございます。駅前中心市街地を初め、何力所かの区画整理、市民の協力体制の伴った道路網の整備、市民の求めるものが整備されてきました。

高速道路やスマートインターチェンジ、交通基盤の整備は、それを利用しているところの諸施設と相乗作用を伴って本市発展に寄与し、市民の生活に潤いと活気を与えて、市民の誇りともなっております。

市民の幸せは、市民が心身ともに健康であるべきと私は心を砕いてまいりました。その名も愛情いっぱいハートフルセンターは、幼児からお年寄りまでの福祉向上に向けて、市民と行政関係団体が一体となって取り組んできております。

市立病院も2度にわたっての改修整備、医療の充実等を通して、市民の健康を守ってきております。

市の将来を担うのは子どもでございます。多くの学校の建設、整備、教育内容の充実により、体位、学力の向上は目覚ましく、保育所、学童保育所の堅実な運営とあわせまして、本市の子どもは母子、児童、家庭、地域と一体となった中で、心血の通う教育、保育を享受しているものと言えます。

花いっぱいのまち、花で飾られたまち、それをつくりあげる市民の活動、それらはすべて美しく、美しいものでございます。市行政と市民が一体となり、市民を巻き込んだ花のまちは他市町村には見られないものでございます。

ふるさと帰郷事業も全市を巻き込んで、各地域での地域の歴史文化を掘り起こした事業が進行中であり、お互いの信頼関係の中にはぐくまれた文化活動は図書館にも、読書活動にも、公民館活動を中心としたコミュニティ活動にもあらわれており、行政と市民、地域の連携感に培われた諸活動は、本市を気品ただようまちに押し上げていると思っております。

この秋、オープンした美術館は、芸術作品の鑑賞、市民の作品表現、展示の場として広く活用されていくものと期待しております。

申しあげてきましたように、市民とともに、自他ともに誇れるすばらしいこの寒河江のまちを育ててこられたことに対しまして、改めてうれしさをかみしめ、温かな心を抱いている幸せを感じているところでございます。

それから、反省とも言うべきことに触れさせていただきたいと思っております。

私は、この24年間、みずから下した決断で実行すべく市政のかじ取りをしてまいりました。当然のことながら、私はこの寒河江を愛し、好きでございます。我がふるさとの持っているよいものを、いかに育てて伸ばしていくかということをお願いして市政に取り組んでまいりました。

これが私に与えられたところの使命であると、愚直なまでにみずから言い聞かせてきましたが、頑固者とも言われていた声も聞こえてきました。信念を曲げずに取り組んでいたことのなせるわざと、御寛恕いただきたいと思っております。

私のやってきたことに賛成をしてもらえないものもあったことも事実でございますし、意見の違う問題もありました。それらも市民の声としまして受けとめてきたところであります。しかし、考え方

の相違もあり、受け入れがたいものもありまして、市の施策として反映できなかったものもありました。御理解をいただきたいと思っております。

私なりの判断と決断でやってきたことであり、その結果、責任は私に帰すべきものであります。これまた長い目で見ていただければと思っておりますのでございます。

次に、国保税滞納者への対応についての御質問がございました。お答えいたします。

国民健康保険税につきましては、税の未納者、いわゆる滞納者に対して、督促状の送付、電話や文書での催告のほか、年2回の特別強化週間を設定し、夜間や休日の納税相談、それから訪問指導等を積極的に実施してきているところでございます。

資格証明書の発行につきましては、1年以上の滞納者で、弁明の機会の通知を差し上げたにもかかわらず、何の連絡もなく納税相談や納税指導にも応じず、また、納付の約束をしてもこれを履行しないなど、全く誠意が見られない滞納者に対して交付しております。

県内の他の市町村と比較いたしまして、資格証明書の発行数が多いのはなぜかという質問もありましたが、滞納措置については、国民健康保険税滞納者に係る措置要綱に基づきまして、滞納措置審査委員会において審査し、決定しております。

滞納者に対しましては、弁明の機会を設けており、特別の事情があると認められる方には資格証明書を発行することはありません。本市では近年、特別の事情がないにもかかわらず、弁明もせず、納税相談にも応じず、長期に滞納が続いている傾向があり、そのために資格証明書発行が多くなっているものと思っております。特別の事情がなく、滞納が続く場合は、被保険者の負担の公平を図る観点から、資格証明書の発行はやむを得ないものと考えております。

次に、子どものいる世帯に対するところの資格証明書発行の質問がありました。本市では、乳幼児医療制度に該当する就学前児童がいる世帯には資格証明書は発行しておりませんが、義務教育課程の子どもがいる世帯、10世帯、先ほども話ございましたけれども、10世帯、子どもの人数は小学生が9名、中学生が4名でございますが、それらに対しましては、資格証明書を交付しております。

子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の留意点としまして、御案内のように平成20年、ことしの10月30日付で、厚生労働省の保険局国民健康保険課長からの通知が出されております。

原則的には、これまで本市がとってきた措置と変わりはありませんが、この通知では家庭訪問等により、実情把握に努めることとされておりますので、通知の趣旨を踏まえたところのきめ細かな対応をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 第1問にお答えいただきましてありがとうございます。

市長の政治姿勢については、市長は24年間、市長の信念のもとに寒河江市政を担当してこられたというふうに思います。今も大変24年に対して自信と誇りのある御答弁をなされました。

私の申しあげたのは、表面には出てこない、声にならない市民の声を取りあげて意見を申しあげ、また、私自身も市民の立場に立った信念を貫いたことを申しあげた次第です。このことについては、私はこれ以上のことは申しあげません。

それから、国保の資格証明書の発行についてですけれども、寒河江市の場合は、乳幼児医療を受けておられる家庭に対しては出していないと。しかし、小・中学生の子どもがいる家庭であっても滞納

をしている、資格証明書を出している家庭、滞納している家庭で、1年以上の滞納を続けている家庭に対して、何らの弁明もせずに、市の呼び出しにも応じないと、そういう家庭に対しては資格証明書を出しているというようなことだったというふうに思いますけれども、子どもの場合は、やはり親の事情に関係なく病気になったり、あるいは医者にかからなければならないという状態が出てくるというふうに思います。ですから、子どもに関しては、やはり特別な配慮をすべきだというふうに思っております。

山形県には35の市町村、それから1広域連合がありますけれども、15の市町では子どものいる世帯への資格証明書は出していないんですね。ですから、寒河江市の方でもさまざま事情聴取をしながらということでありまして、子どもが病気になって病院に行かなければならないというのは、市役所の窓口に来て相談をする以前に、もう医者に行かなければならないという事情があるわけです。

ですから、そういうところに手間取って医者に行くのが手遅れになったとか、そういうことがないように、やはりそういう子どものいる家庭に対しての資格証明書の発行をしない、あるいは子どもだけでも資格証明書を出さないという考え方があるのではないかとこのように思います。

今、保険証は個人個人に来ているわけですので、子どものいるところに対しては、子どもの保険証だけは発行するというような考え方もできるのではないかとこのように思いますけれども、その点についてお伺いをしたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 子どもを持っているから、これは別格にせよと、簡単に言えばそういう御意見かなと思いますけれども、先ほど申しあげたように、乳児のいるところに対しましては交付はしますけれども、子どものいる世帯に対しましては資格証明書を発行すると、こういう考え方でございまして、なぜかといいますと、先ほどるる申しあげましたようなことからの手続なり、あるいは相談をやっておるにもかかわらず、それに応じてもらえないというようなこととございまして、そのようにさせているところでございます。

議員のおっしゃる病気というものは突然にやってくるということから、資格証明書では困るんだと、こういう御意見だろうと思いますが、これからはいろいろ教育委員会とか、あるいは学校とか、それらとの連携をしながら、児童の健康状態というものを十分把握しながらまいりたいと、このように思っておりますし、短期証明書の発行とか、場合によっては短期証明書の発行ということもございまして、それぞれの具体的な事例に従って、適切な対応というものもできる限りとってまいりたいと、このように思っております。でも、すべて資格証明書の発行はだめだと、こういうことにはとることができないと、このように思っております。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 資格証明書の発行については、今市長が申しあげたようなこととございまして、子どもにだけ資格証明書でなく短期証の発行をできるのではないかとこのように御質問がございましたが、これは国民健康保険法によってできないことになっておりますので、それは無理な話とございまして。

また、市長からも答弁ありましたが、乳幼児医療制度に該当するような世帯については、最初から資格証明書の発行については除外しているというようなことで一定の配慮はしているわけとございまして、今回の国からの通知とございまして、緊急的な対応としまして、子どもが医療を受ける必要が生じまして、その際、医療費の一時払いが困難であるというような申し出があった場合につい

ては、保険証を出すというような通知でございますけれども、その件については、寒河江市では以前からそのような対応をしているところでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 滞納世帯に対しては、呼び出しをしたり、さまざまな対応をしても応じない家庭に対しては資格証明書を出していると、子どものいる家庭に対しても資格証明書を出しているというふうなことだったわけですがけれども、子どもの親の事情と子どもというのは関係ないんですね。

資格証明書、親が保険料を払わなくて資格証明書になったと。だから、それは親が悪いんだから、子どもが病気になってもやはり資格証明書しか出せないんだというようなことになれば、それは児童福祉法にも反することになりますし、子どもは親、または行政で健康に健やかに育つように保障しなければならぬというのが児童福祉法にもあるというふうに思います。

ですから、親がそういう状態で資格証明書になったということがあったとしても、やはり行政としては子どもの健康、そして健やかに成長する権利というものは保障しなければならぬというふうに私は思います。

厚生労働省の方でも、そういう事例がたくさんあったので、今回は何とか資格証明書を出されている子どもであっても、病気に際して保険証がないということがないように、短期医療証でも対応しなさいというような通達が来ているんだと思います。

今、健康保険法にはそういうのがないから出さないというふうなことをおっしゃいましたけれども、他の市町村では出しているところが15市町村もあるわけですね。ですから、それはただ法律にないからだめなんだという四角四面な考え方ではなくて、やはりその事情をさまざま考え、そして、事情も聞きながら、子どもが医療を受けられないというようなことがないようにすべきだというふうに思います。

そういう点では、やはり各自治体の考え方というものが非常に大きくかかわってくるというふうに思いますので、他の市町村がどのようなことでそういうことができるのかということも研究していただいて、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

資格証明書を発行しているのは、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を納めない、保険料が滞納していると、こういうふうな家庭に対して資格証明書を出しているというふうなことでありますけれども、この特別な理由といいますのは、非常に制限されているというふうに思うんです。

例えば企業が倒産したとか、または首になって仕事がなくなったとか、または重い病気にかかって働けなくなったとか、そういう特別な事情でありまして、このような経済的に不況の中で収入が減った、生活するのがもう精いっぱいだと、そういうために保険料が納められなくなっている家庭の方が実は多いのではないかとこのように思います。

ですから、そのような状態で保険料が納められないというのであれば、やはり保険料を減額する、あるいは国、それは、一つは国の問題もあるというふうに思います。国がこれまでの補助率を下げていったと、そういうことも大きな問題だというふうに思います。

ですから、その点では、やはり自治体独自がそういう納められない状態の人をつくらぬということと同時に、国に対してももっと補助率を上げるような、そういう働きかけもしていかなければならぬのではないかとこのように考えますけれども、その点について市長に見解をお伺いいたします。

これで3問ですよ、はい、わかりました。それでお願いします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 そもそも、国保制度というものを考え直していただかなくてはならないのではなからうかなと、こう思っております。みんなのお金で国保事業を形成しております、運営しているわけでございますから、その中で滞納なさっている、いろいろこちらが行政として相談に応じてくださいとか、あるいはどういうお気持ちですかと、いろいろ話しかけをしましてもそれにも応じなくていると、そういうことになりますと、そもそも国保事業に対しての本質というものを見過ごしておるといいますか、御理解が全然ないのではなからうかなと。

ですから、やっぱりこれは親が、まず第一義的には責任を負って対応してもらわなくてはならない、それが子どもにも覆いかぶさってくるわけでございますから、まず親の責任はどうあろうとも子どもに対して資格証明書の発行は取りやめろというような御意見というのは、直ちには私ののどは通ってこない、私は思っております。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 国保問題というのは、非常に大変な問題を含んでいることがたくさんあるというふうに思います。ですから、寒河江市では大変努力をされて、収納率の向上のためにさまざまな訪問をしたり、文書での通告、あるいは電話をかけて納税を促したりというようなことをされていることは十分わかっております。

ですけれども、納められない人がいるということは、市長がおっしゃいましたけれども、納税に対する意識が薄いのではないかとということもあと思います。事実国保の場合なんかでは、おれは医者にかからないから国保料を納めないというような身勝手な方もいることは事実だと思えます。

しかしながら、滞納している大半の方というのは、一生懸命働いて生活をして、それでも国保料が高くて払えないという方がたくさんいらっしゃると思うんです。そういう点では、やはり寒河江市独自の減免制度を設けていくとか、また、国に対しては要望していくとか、そういうことも必要になってくるのだろうというふうに思います。

これ以上は申しあげませんけれども、ぜひ今後そういうところで努力をしていただきたいというふうに思います。

また、佐藤市長には、24年間の政務大変御苦労さまでした。これからはゆっくりと健康に気をつけて、残夢を味わっていただきたいというふうに思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

石山 忠議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 5 番について、2 番石山 忠議員。

〔 2 番 石山 忠議員 登壇 〕

石山 忠議員 佐藤市長におかれましては、6 期 24 年間にわたり市勢の発展のため取り組まれてこられましたことに対し、感謝申し上げますとともに、今後豊かな時間を過ごされますよう御祈念申し上げます。

通告番号 5 番、平成 21 年度に向けて、厳しい経済情勢の中での平成 21 年度の財政見通しについて、継続的事業への考え方について、お伺いいたします。

まず最初に、厳しい経済情勢の中での平成 21 年度の財政見通しについて伺います。

アメリカの大手証券であるリーマン・ブラザーズが 9 月 15 日に破綻しました。その波はとてつもなく大きく、世界の金融市場は 100 年に一度と言われる世界的な金融危機と景気の失速を招き、我が国の経済も GDP 国内総生産 2 期連続のマイナス成長となり、政府も景気の後退局面を迎えたことを認めました。

2008 年 9 月の中間連結決算においても、上場企業全体で減益となる見通しで、猛烈な逆風が吹き荒れています。この影響をまともに受け、深刻な経営環境にさらされるのは中小企業にほかなりません。

これまでの投機マネーの暴走は、原油や食糧価格の高騰をもたらしましたが、さらに、原材料の高騰に金融危機が重なり、企業にとっては今後一層深刻な状況になることが予想されます。株安、円高により、世界経済が減速し、輸出が落ち込んでいることも中小企業経営者にとってマイナスの拍車がかけられることとなります。

県内においても同様に、日本銀行山形事務所がまとめた 11 月の県内金融経済概況によると、「後退局面に入ったと見られる」と前月から判断を下方修正し、6 年 5 カ月ぶりに悪化傾向に転じる判断を示した。個人消費や公共投資の低迷に加えて、生産動向で調整局面入りしたことが大きな判断材料になった。2002 年 6 月以来の悪化傾向にあるとの判断で、生産動向を見ると、パソコンや半導体電子部品の需要減、アメリカへの自動車部品関連の輸出減少などの影響で、全国的に生産が頭打ちとなり、県内にも波及する見通しとしている。

個人消費は、9 月の百貨店やスーパーの売上高は 6 カ月連続で前年比減、10 月の新車登録台数も 3 カ月連続の前年割れとなった。公共投資は予算面の制約で投資の基調は引き続き弱いと見る。雇用動向について、「求人数の減少だけでなく、求職者数が徐々にふえている点も失業者の動向を見る上で注視すべきとしている」との新聞報道がなされています。

このような厳しい状況は、当市においても避けることはできず、企業の冷え込みや倒産、雇用者報酬の減少に加えて、業績悪化を理由にした内定の取り消しや採用数の絞り込みなど、有効求人倍率のダウン、さらに、燃料や資材価格の高騰による農業への影響、特にさくらんぼ観光果樹園の県外からの来園者数が、ガソリン価格の高騰でマイカー客が減り、6 月の岩手・宮城内陸地震の影響もあって、県内最多 300 カ所の観光農園を誇る本市では、前年比 13.8% 減と大きく落ち込むなど、基幹産業にもマイナスの現象が出ました。

このような景気の悪化や業績不振の状況から、平成21年度における個人・法人市民税への影響は大変大きいと予想されます。先週末からワシントンで開かれた20カ国地域の金融サミットでは、各国が適切な金融政策や財政による内需刺激など、あらゆる政策を駆使して危機に対応する方針で合意しましたが、これまで政府の景気対策は、原油高に対応する総事業規模11兆7,000億円の総合経済対策を8月に決定し、中小企業の資金繰り支援や農業の強化、学校耐震化などを盛り込んだものの、アメリカの大手証券リーマン・ブラザーズの経営破綻をきっかけに、アメリカ発の金融危機が深刻化し、株価の暴落やアメリカへの輸出の落ち込みなど、实体经济の冷え込みが深刻化してきたため、10月30日に追加対策を決定しましたが、その後における動きは鈍く、平成21年度予算編成に取り組むに当たって大変困難な状況にあると理解しております。

そこでお伺いをいたします。このような厳しい不透明な状況下であります。平成21年度の財政見直しについてお伺いいたします。

次に、平成21年度予算の編成の方針についてお伺いをいたします。

続いて、継続的事業への考え方についてお伺いいたします。

「歴史と文化の織りなす 気品ただよう美しい都市(まち) 寒河江」を将来都市像として掲げた第5次振興計画は、その計画を推進しつつ3年目を終えようとしています。

財政の健全化に努めるとともに、都市基盤の整備や教育文化環境の充実など、地域社会の活性化、将来の発展に向けた振興計画は、市民とともに作りあげた本市の最も基本となる計画であることから、佐藤市長が御勇退を表明なされましたが、次の点についてお伺いいたします。

木の下土地区画整理事業、寒河江ほなみ団地事業や、最上川寒河江緑地整備事業、陵西中学校の大規模改修工事、公共施設の耐震化対策などのハードな事業とともに、歴史文化ふるさと回帰事業や、人材育成、子育て支援、市立病院経営改革プランの実行など、いわば継続しなければならない事業が数多くありますが、これらの継続的事業についてのお考えをお伺いし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

今議員がおっしゃられましたように、我が国の経済は、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界経済の成長鈍化と世界的な資源、食糧価格の高騰といったマイナスの影響を正面から受けておりまして、厳しい局面に立たされておることは御承知なわけでございます。

先行きにつきましても、当面世界経済が減速する中で、下向きの動きが続くものと見られます。加えてアメリカ、それからヨーロッパにおけるところの金融危機の深刻化や景気の一層の下振れ懸念、そして株式為替市場の大幅な変動などから、景気の状態がさらに厳しいものとなるリスクが存在していると思っております。

さらに、内閣府が17日に発表した08年7月から9月の国内総生産GDP速報によりますと、2四半期連続のマイナス成長となるなど、景気が後退局面にあることを示すものとなっております。

このような現下の経済状況からいたしまして、平成20年度の国の法人税も大幅に減少することが確実な情勢となっております。さらに、地方公共団体におきまして、総務省では都道府県の税収は法人2税、いわゆる法人住民税と法人事業税なわけですけれども、を中心に全国的に落ち込むものを見ておるわけでございます。世界的な経済不安の余波というものは、地方公共団体の財政にも及んで

いるわけでございます。

このような状況でございますから、本市においてもこれは例外ではございません。平成20年度の法人市民税は、製造業を中心に大きく落ち込んでおりまして、今後の推移を見守る必要があるものの、当初予算を1億円程度下回るのではないかと考えておるところでございます。

御質問の平成21年度の財政見通しでございますが、歳入面におきましては、今申しあげましたように、法人市民税は引き続き減少すると見込まれ、加えて平成21年度には固定資産税の評価がえによる税収も見込まれるわけでございまして、市税収入は大幅な減収となる見込みでございます。

また、地方交付税におきましても、国の概算要求時の仮試算では、平成20年度対比ではマイナス3.9%となっております。税収減を見込んで試算しましても、今年度の総額を下回ると予想しているところでございます。このような状況から、平成21年度の歳入は、一般財源ベースで約5億円程度減少すると見込んでおるところでございます。

一方、歳出面においては、行財政改革大綱に基づくとところの改革を積極的に推進して、徹底した経常経費の削減に努めるとともに、増大した公債費負担の減少にも積極的に取り組んだ結果、公債費は今後減少していく見込みとなっております。

しかしながら、医療、介護を中心としたところの社会保障費関係の負担が年々増え続ける中で、平成21年度の財政見通しは歳入歳出両面にわたって厳しいものと考えているところでございます。

こうした状況での平成21年度の予算編成方針でございますが、このような財政状況にある中におきましても、第5次振興計画の目標とするところの将来都市像、「歴史と文化の織りなす 気品ただよう美しい都市(まち) 寒河江」の具現化を推進する必要があり、その実現のためにも、行財政改革大綱を踏まえたすべての分野における聖域なき改革を継続して、持続可能な財政運営に努めなければならないと思っております。

そのため、予算要求に当たりましては、平成21年度の財政見通しを踏まえて、一般財源の枠配分を設定いたしまして、予算編成を行うことにしたところでございます。

なお、この予算編成方針につきましては、現段階での予算編成方針でありまして、新市長就任後ににおいて編成方針の変更があり得ることも各課に周知したところでございます。

いずれにいたしましても、平成21年度の予算編成に当たりましては、例年年末ごろに国から示される地方財政対策の動向というものが大きなポイントになりますので、その状況を踏まえた上で予算編成を行っていくことになると思っております。

次に、平成21年度に向けての継続事業への考え方についての御質問がございました。

御案内のように、本市におきましては、平成18年3月に「歴史と文化の織りなす 気品ただよう美しい都市(まち) 寒河江」を将来都市像とする、第5次振興計画を策定し、その基本構想、基本計画に基づき3カ年間の実施計画を策定し、具体的な事業を実施しているところでございます。

実施計画の策定に際しましては、現下の地方自治体を取り巻く厳しい財政状況の中、実施する事業については厳選に厳選を重ねて、市民が待ち望むところの優先度の高い事業を計上しているところでございます。その中には、これまで事業を継続し、まだ完了していない事業や、それから、着手したばかりの事業など、継続中の事業が当然にあるわけでございます。

御質問は、継続となっている事業についてどのように考えているのかということでございますが、市長が交代する場合は、地方自治法及び地方自治法施行令の規定によりまして、事務引き継ぎを

行うことになっておりまして、事務引き継ぎに際しまして、処分未了や未着手の事項については、処理の順序と方法、さらには、これに対する意見を記載しなければならないとされております。

今申しあげましたように、現在継続となっている事業は、市民の強い要望があるところの優先度の高い事業ばかりであり、議会でも審議され予算化されているところでもありますので、これらの事業について、新市長に対し自治法にのっとり引き継ぎを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後 1 時といたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 3 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石山議員。

石山 忠議員 御答弁ありがとうございました。

第 2 問に入らせていただきますが、厳しい状況については、連日メディアによって報道され、世界全体が落ち込み、危機的な状況は現時点では好転材料を見つけるのが難しいとしています。

先日の山形新聞の社説の中でも、GDP 国内総生産の実質成長率が連続でマイナスになった。政府は追加経済対策を決定、柱の 2 兆円の定額給付金の扱いでもたつき、対応がすっかり後手に回っている。米国、欧州の経済がサブプライム住宅ローン問題で大きな傷を負い、個人消費などに悪影響を与えている。日銀の経済物価情勢の展望は、景気が想定以上に悪化するおそれがあるとし、回復時期は従来予想よりも大幅におくれ、2009 年度半ば以降になるとの見通し、企業の決算ではトヨタショックが株式市場を直撃、トヨタでさえと悲観論が一気に広がった。

消費者心理も冷え込み、購買意欲は一段と低迷している。雇用面にも悪影響を及ぼし、季節や臨時従業員の募集停止、来春卒業予定者の内定取り消しなど、環境の悪化が顕在化してきた。本県など地方はより深刻で、県内の地銀 3 行の連結中間決算は、前年同期を大きく下回った。政府や地方自治体も独自の対策をスピーディーに進めなければならない。自治体も可能な限り住民の生活支援策を講じるべきであると結んでいます。

市としても、中小企業対策として商工業資金融資円滑化事業など、補正予算を御提案され、一定の取り組みを進めていますが、政府の動向もあって、まだまだ十分とは言えません。民間企業に勤務する 80% 以上の方が景気悪化を実感しているというアンケート結果もあり、来年度以降の財政見通しは大変困難かとは思いますが。

このような状況の中での平成 21 年度予算編成においても、先ほど御答弁がありましたように、地方交付税で前年比、平成 20 年度比で 3.9% の減、それから法人市民税及び評価がえによる固定資産税の減など、予算総額も今年度と比較して 5 億円程度の減となるという、大幅な歳入減が予想されており、義務的、経常的経費まで切り込んだ行財政改革を進めてきた中で、これ以上の手だてを立てることは厳しいことだとは思いますが、市民生活の安定のため、市民とともに職員の英知を結集して、この難局を乗り越ってほしいものだと思います。

継続的事业についても同様に厳しい状況下にありますが、市の基本方針、将来計画はしっかり立てられているわけですから、情勢をしっかりとつかみ、市民生活の向上のため、事業推進に努めていただ

きますことを願い、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散 会 午後 1 時 0 4 分

伊藤忠男議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成 20 年 1 1 月 2 6 日 (水曜日) 第 4 回定例会

出席議員 (17 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	11 番	鈴 木 賢 也	議員
12 番	松 田 孝	議員	13 番	新 宮 征 一	議員
14 番	高 橋 勝 文	議員	15 番	佐 藤 暘 子	議員
16 番	川 越 孝 男	議員	17 番	那 須 稔	議員
18 番	石 川 忠 義	議員			

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	那 須 義 行 総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長
菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長	丹 野 敏 晴 総 務 局 長
奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長	尾 形 清 一 総 合 政 策 課 財 務 室 長
熊 谷 英 昭 税 務 課 長	安 彦 浩 総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	犬 飼 弘 一 市 民 生 活 課 長
山 田 敏 彦 花 緑 世 せ ら ぎ 推 進 課 長	犬 飼 一 好 建 設 課 長
安 孫 子 政 一 農 林 課 長	佐 藤 昭 下 水 道 課 長
秋 場 元 健 康 福 祉 課 長	犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長
那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長	鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長 (兼) 会 計 課 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	今 野 要 一 病 院 事 務 長
高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長	兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長
片 桐 久 志 監 査 委 員	工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長
清 野 健 農 業 委 員 会 長	兼 子 良 一 入 振 監 査 委 員 長

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

平成 20 年 12 月第 4 回定例会

議事日程第 3 号

第 4 回定例会

平成 20 年 11 月 26 日 (水曜日)

午前 9 時 30 分開議

再 開

- 日程第 1 一般質問
- 〃 2 議第 95 号 寒河江市監査委員の選任について
- 〃 3 議案説明
- 〃 4 委員会付託
- 〃 5 質疑、討論、採決
- 〃 6 議第 96 号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 〃 7 議案説明
- 〃 8 委員会付託
- 〃 9 質疑、討論、採決
- 〃 10 議第 97 号 西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について
- 〃 11 議案説明
- 〃 12 質疑
- 〃 13 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 3 号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、本日午前 9 時から議会第 2 会議室において、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加されます議案は、議第 95 号、議第 96 号、議第 97 号の 3 件であります。

追加議案の取り扱いについては、本日の一般質問終了後、初めに、議第 95 号を上程し、提案理由の説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順で行ってまいります。

次に、議第 96 号を上程し、提案理由の説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順で行ってまいります。

次に、議第 97 号を上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、委員会付託の順で行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

伊藤忠男議長 日程第 1、11月21日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成20年11月26日(水)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
6	市政全般について	国の追加経済対策、とりわけ定額給付金制度に対する考え方について 最上川寒河江緑地公園整備計画の見直しについて 円滑な行政執行を図るための住民説明のあり方について	16番 川越孝男	市長
7	交通弱者対策について	高齢者の実態把握とニーズ状況を伺う 高齢者などの交通弱者を対象にデマンド交通システム導入を	12番 松田孝	市長
8	簡易専用水道の水質向上対策について	簡易専用水道施設(学校)の臭い、味などの問題について 学校施設の高置水槽、給水管の更新状況について 水質の安定供給と管理費削減を図るために、直結増圧給水方式の導入について		市長 教育委員長

川越孝男議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 6 番について、16 番川越議員。

〔 16 番 川越孝男議員 登壇 〕

川越孝男議員 私は、通告に従い、順次質問しますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号 6、市政全般について、国の追加経済対策、とりわけ定額給付金について伺います。

政府与党の追加経済対策に盛り込まれた総額 2 兆円の定額給付金は、給付金額が国民 1 人当たり 1 万 2,000 円で、18 歳以下と 65 歳以上に 8,000 円を追加した 2 万円とし、年度内給付を目指すもので、その財源には財政投融资特別会計の積立金を充てるというものであります。

所得制限については、法的拘束力を持たず、高額所得者には受給辞退を促すというものです。したがって、所得制限をするかしないか、また所得制限をする場合であっても限度額を下限 1,800 万円であれば幾らにするかや、所得制限を世帯主のみとするか、それとも世帯全体とするかは市町村が判断し、交付要領で定めることになっています。

給付の方法についても、現金給付か口座振替にするかは市町村が判断し、交付要領で定めることになっており、具体的には総務省に設置された生活支援定額給付金実施本部で詰めることになっています。

年度内に給付するには、2008 年度第 2 次補正予算案と財政投融资特別会計の積立金を財源とするための法案の早期成立が必須条件となるが、第 2 次補正予算案の提出期限すら定まらない状況であります。

昨日あたりの動向を見ますというと、今臨時国会への提出は見送り、通常国会への提出となれば年度内支給は困難になる状況にあります。同時に、市町村は大変な混乱を招く心配があるわけでありませう。

国民の間では、「定額給付金はばらまき予算で、景気対策なのか生活支援策なのか中途半端で効果は期待できない。3 年後の消費税増税がセットであり、給付は 1 回限りで増税が永久に続くので反対。票を金で買う悪質な選挙買収だ」と国が所得制限の判断を市町村へ丸投げしたことに対する批判はさらに強く、制度の見直しを求めるコメントが全国の市町村長より相次いで出されています。

そこで、3 点について伺います。

一つは、定額給付金に対する佐藤市長の考えを伺いたいと思います。

二つには、所得制限や給付方法は市町村が判断し、給付要綱を策定することになるが、本市の場合、どのようになされる考えなのか伺います。

三つには、1999 年に発行された地域振興券の場合、本市における実績及び効果はどうであったのか伺います。

次に、最上川寒河江緑地公園整備計画の見直しについて伺います。

最上川寒河江緑地公園整備事業は、平成 14 年度からの実施計画に新規事業として計上され、平成 14 年 9 月 3 日に国土交通省の補助事業としての認可を得て、中央広場、多目的水面広場、グラウンドの

多目的広場、芝生広場の整備が進められています。

認可を得た時点では、事業費が15億円で事業年度は平成14年度から20年度となっていました。ところが、この間、実施計画では、平成17年度から事業費が8億5,000万円、事業期間が平成14年度から21年度へと変更。さらに、平成19年度からは事業費が8億7,500万円で、期間は平成14年度から24年度へと二度変更され現在に至っています。今年度中に計画の見直しをしなければならないと言われておりますが、そこで3点について伺います。

一つは、一般論としてでありますけれども、この種の補助事業の見直しをする場合、制度上、どういった手続が必要となっているのか伺います。

二つには、実施計画で2回の変更がなされています。しかし、期間と事業費以外の内容は全くわかりません。見直しをするためには当然のことですが、住民の意向、完成後の利活用状況、財政事情、後年度負担とならない維持管理、費用対効果など見直す際の基準があるべきであります。そういった基準に沿って客観的な検証を行うことで、財政事情が厳しくなる中で事業の見直しの必要性や事業の優先順位及び事業選択の妥当性が高まると思います。このことが、市民に見える形で進めることが重要だと思っておりますが、市長の見解を伺います。

さらに、今進められている見直しは、どういう基準でだれがどの場で見直しをしているのかもあわせてお伺いいたします。

三つには、現在の整備区域と最上川の本流が流れている間に樹木やススキなどが生い茂る原野状態の土地があります。行政的には中山町領域の土地ですが、あのままでは景観上も安全面や防犯上も問題であります。したがって、市の事業が完成してからでなく、同時並行して整備されるよう、中山町や国土交通省と調整・協議を進めるべきと思っておりますが、このことについての見解もお伺いいたします。

次に、円滑な行政執行を図るための住民説明のあり方について伺います。

土地取得を伴う事業を展開するには、事前に地権者の同意を得て、その上で予算化をして具体的に事業を進めることが基本であり、そのようになされていると理解をしています。しかし、この間、予算を決定しながら事業を取りやめなければならない事態も見てきました。市民の方からこういう話を聞いたことがあります。「来年度から事業を始めたいので、ぜひ用地を協力してほしいとの要請には再三にわたっているんな方々が来たが、了解した以降は1年近く何の話もなかった」というのであります。市としても当初予算で決定していても、すべてが年度当初に執行できるものでもなく、1年間の財政計画の中でなされることから、財政の裏づけがなければ用地交渉ができないことは理解をいたします。

そこで、予算が決定した場合、年度当初に地権者に対し、いつごろ用地取得のための交渉に入れるかを含めたスケジュールを説明すべきだと思います。このことによって、地権者の理解と協力が得られるものと思っておりますが、このことについても市長の御見解をお伺いし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、定額給付金制度に対する考え方でございます。

御案内のように定額給付金事業は、11月18日付の総務事務次官の通知によれば、先月30日に政府与党等が決定した生活対策に基づきまして、景気後退化での生活者の不安にきめ細かく対応するための

家計への緊急支援として、総額2兆円を限度とする定額給付金が実施されることになるようでございます。

定額給付金に対してどのような考えを持っているかという質問でございますが、国の通知によりまして、景気後退化での生活者の不安にきめ細かく対応するための家計への緊急支援として実施するということでもありますので、灯油等の価格が高い水準にあり、食料品の価格も値上がりしている状況においては、家計への支援、そして消費拡大に効果があるものと思っております。

それから、この給付金事業をどのように進めるかという質問でございますが、実施方法につきましては、国の通知では市町村が実施する給付事業に対し、国が補助率10分の10の補助金を交付する方式を想定して、定額給付金事業を実施するということが示されているだけで、具体的な内容の詳細が示されていないところでございます。

先ほどもお話がありましたけれども、総務省では今月11日に定額給付金実施本部というものを設置いたしまして、具体的な事業実施方式を検討しているところであります。都道府県と政令指定都市に対する実施方式の素案の説明会が28日に開催されるということになっておりまして、その後、県において来月上旬にも市町村への説明会を開催する予定になっております。具体的な事業実施方法については、県の説明を受けた後に検討していくこととなりますが、迅速な対応をするため事業実施の主体责任を総合政策課といたしまして、関係課によるプロジェクトを立ち上げながら実施することを考えているところでございます。

それから、所得制限の設定についてでございますが、このことにつきましても、今申しあげました国の通知では一切触れられておらず、正確な内容は不明でございますけれども、新聞報道等では、政府与党は、定額給付金について全世帯を支給対象とするものの、所得制限の設定を各市町村の判断にゆだねることとして、所得制限を設定する場合の所得の下限を1,800万円に設定したと言われております。この所得制限を設定するかどうかについてでございますが、県の説明会において国の方針等が正確に説明されることと思われまますので、その説明を受けた後に決定していきたいと考えております。

それから、平成11年度に実施しました地域振興券の実績と効果についてでございますが、このことにつきましては、平成11年の9月議会においても質問がなされたところでございます。地域振興券は、15歳以下の児童の属する世帯の世帯主及び老齢福祉年金等の受給者等に交付したものでございました。1万293人、それから金額では2億586万円でございます。この地域振興券での交付事業の効果につきましては、地元商店街や大型店において地域振興券交付事業にタイアップした多彩な事業が取り込まれ、例年にも増して人出が多かったことなどを聞いておるところでございます。消費行動の喚起に役割を果たし、波及効果があったものと考えておるところでございます。

次に、最上川寒河江緑地公園についてのお尋ねにお答えいたします。

最上川寒河江緑地公園整備計画につきましては、御案内のように平成13年度に基本計画を策定し、これをもとに事業期間を平成14年度から平成20年度、事業費を15億円として、平成14年9月3日に認可を受けて事業に着手してきたところでございます。現在認可を受けている事業期間が満了となることから、事業計画の変更をする必要があるため、県と協議をしながら進めているところでございます。

最初に、この事業計画の見直しに当たっての住民の意向の反映についてでございますが、見直しの中で、基本的なコンセプトや多目的水面広場、グラウンド広場、芝生広場などの施設については変わ

らないところではございますが、今後整備に着手するグラウンド広場や芝生広場につきましては、これまでパークゴルフのできる広場の御要望などもございますので、市民によるワークショップを行い御意見を伺いながら、さらなる利活用が図られる施設にしたいと考えておるところでございます。

それから、費用対効果や完成後の維持管理費につきましては、それぞれ基本計画策定時に算出してありまして、このたびの事業認可変更に伴う見直しは必要でないところでございます。

しかしながら、実質的な維持管理費につきましては、これまでもお答えしているところでありまして、動力費や除草費、そして光熱水費、保守管理費などの経費について供用開始時に合わせて積算いたしまして、予算を計上してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、補助事業の見直しにおける制度上の手続についてもお話がございましたが、本事業は市施行の都市計画事業でございますので、都市計画法第59条第1項に基づき、県知事からの認可を受けて施行しており、また事業計画の変更につきましては、都市計画法第63条第1項に基づきまして、県知事の認可を受けなければならないことになっております。

変更認可申請につきましては、県と協議の中で残事業計画の精度というものを高めるため、事業年度後半が通常となっており、また許認可事務の煩雑さを防止しまして効率化を図るという観点からも、計画を変更しないと事業を実施できないような状況になった場合に変更するのが通例となっているところでございます。

そのようなことで、最上川寒河江緑地につきましても、これまで変更認可することなく事業を実施してきたところでございますが、事業期間が平成20年度までとなっていることから期間を延長する必要があるため、今年度内に事業認可の変更をすべく県と協議を進めているところでございます。事業期間を平成24年度までに延長したいと考えておるところでございます。

事業費につきましては、市の実施計画で必要最小限の構造物など、緑地の機能を保持しつつ経費縮減に努めまして許可額の範囲内で実施してまいりたいと考えております。

緑地と隣接する最上川の川べりの整備についてでございますが、最上川の寒河江緑地と最上川は密接な関係があるわけでございます。最上川をカヌーやボート等で下り緑地に入るルートとしましても、またフットパスとつながる散策路ルートとしましても整備が必要と思っております。今後、国土交通省と協議してまいりたいと考えております。

次に、円滑な行政執行を図るための住民説明についてのお尋ねがございました。お答えいたします。

予算に盛り込まれたところの事業を実施するに当たりましては、地元の協力なくして遂行できないものがたくさんあるわけございまして、地元の方や町会長等々に協力をお願いする場合は、担当課において地元へ足しげく通い、事業の内容やスケジュールなどを詳しく説明いたしまして、連絡を密にしながら事業の円滑な執行を図っているところでございます。

予算成立後に、何らかの事情で事業着手までに一定の期間が必要になるような場合につきましても、事業の着手までの間、関係する地元の方との情報交換や連絡というものを十分密にしていくことは当然のことでございます。今後ともそのように努めながら、円滑な事業の推進を図っていかねばならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 1問目にそれぞれ詳しく答弁をいただきましたけれども、まだ私のお尋ねした部分と

かみ合っていない部分も若干ありますので、さらに理解を深め合う、あるいは私が言わんとしていることを受けとめていただいて、市長の見解をさらにお尋ねをしたいという立場で2問目に入らせていただきたいと思います。

一つ目の定額給付金の関係でありますけれども、11月28日にそれぞれ市町村の所管の人たちが県からの説明を受けると。そしてその後に対応したいという答弁でありました。しかし、既に国の方などが言っているのは、制度として拘束力のあるものにはしないという、先ほど言ったような所得制限の問題、給付の方法については市町村が判断をして対応しなければならないというのが今回の給付金であります。

したがって、実施本部でこうした方がいいのではないかというふうな案は詰められるそうでありますけれども、しかしそれが法律で縛られた制度として、実施本部で示されたとおりしなければならないという性質のものでないというふうに言われていますし、そう理解をしています。

したがって、28日の説明を受けた後であっても、所得制限や給付の方法については、寒河江市は寒河江市みずからが判断をしなければならないという、この時点になることは必至だというふうに私は理解をしています。したがって、その判断をする上でも、どちらがいいかなというふうな、こうした場合にはこういう問題があるのではないかなどということが、説明の際に受けられるのだとは思いますが、最終的には市が判断をしなければならないと。

そして、これがずっと後回しにできない年度内支給という、給付金の趣旨を生かすためには早くしなければならないということがあろうかと思っておりますので、こうした場合に今さまざまな全国の市町村長から、このままでは混乱が出る、あるいは格差が出るということで、制度をもっと改正をしてほしいと。国の給付金制度であるならば、一定の拘束力のあるものにしてほしいという声なども出されているわけですが、28日の説明を受けてもなおそういう心配がある場合には、寒河江市の市長として国の方にも制度の改善を求める意思があるのかどうか、重ねてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、最上川緑地の関係でありますけれども、見直しは、当初事業の認可を受けるための申請時の計画しか今はないと。それでもってずっと進んできていると。そして、当初は平成14年度から20年度までだったので、もう20年の期限が切れるので、今回その期間内に見直しをしなければならないのでやっているのだという1問目の答弁でした。

そして、住民の意向も聞きながらやりますけれども、それは全体的なものではなくて、芝生広場やグラウンドの今後については、住民の意向も聞いていきたいというような趣旨だったというふうに理解をしました。

しかし、今回私が質問したのは、今見直し作業を進めていますけれども、だれがどの場でやっているのかというお尋ねをしたんです。やっぱり住民に見える形でしなければならないと私は思っています。役所や役人だけでこういう事業の見直しなんかはだめだというふうに思うんです。広く住民も参加する中で、今の事業はどうあるべきなのかと。市長は多目的水面広場なんかについては変更しないということもありましたけれども、それから、費用対効果の関係ももちろん見直しは考えていないという話もありました。しかし、市民の感覚としてはそうではないと思います。先ほど市長は、平成14年度から20年度までで期限が切れるから見直しをしなければならないという、見直しの必要性については力説されたように思います。

しかし、私は1問目でも申しあげましたように、計画した当時と今日の寒河江市の財政状況がどういふふうになっているのか、先般の一般質問でも平成21年度の財政規模は、20年度と比較して一般会計で5億円少なくなるという予想が示されました。こういう状況の中で考えなければならないと思うんです。

そして、またこの議場でも、南部地区の人は地元スーパーもなくなった、高速道路の北側の方まで食料品やなんかも買いに行かなくなると、したがって鯉屋道路の整備をしてほしい、これが地元の要望だというお話もありました。そうしたときに、私はこういう事業の見直しをする際に、本当に南部地区の人たちが暮らすためにそういう生活道路が本当に必要だといふのであれば、財政状況はこうなっていると、カヌー場をつくっても大会やるにしてもどれくらいの開催数があるのかもわからない。そこに行くバスやなんかが入るアクセス道路をつくる状況もなかなか大変だと。これが南部地区の人の意見だったら、その際にこういう状況を示しながら、どちらこっちもというわけにはいかないんだと、皆さんはどちらを選択しますかといふふうなことをお互い投げ合いながら、行政と住民がキャッチボールしながら、事業の選択をしていくということが今まさに我々議会も含めて求められているのではないかと思うんです。

したがって、どこの場でだれがそういう計画の見直しをするのかということも1問目で問うたわけでありましてけれども、県の認可を得なければならないといふのはありましたけれども、その見直し作業そのものに住民の意向が反映される中で、住民も参加する中でやっていただきたいといふふうに思いますが、このことについてもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、当初の計画で見ている維持管理費についても、今も全体的なものは示されません。この間もずっと言っているんですけれども、それは単品でいいですか、こうした場合にこれこれだけあって、今の計画であのエリアを全体的に整備した場合に年間総額でどれくらいかかるのかということを示すのは、事業の取捨選択あるいは順序というものを判断する上でも極めて重要だと思います。

今回の申請時の計画などは、維持管理費は全く標準値で、1平方メートル当たり年間340.1円というこの数字を事業する面積に掛けた形の中で出されているわけでありまして、当初の計画では平成16年度から19年度まで、そして平成20年度以降は全面供用開始ということで計画されておったわけでありましてけれども、一部供用開始の段階では6,121万8,000円、全面供用開始になると8,525万円という全くこれは積み上げた数字ではなくて標準値で出されているわけでありまして、逆に言うと、標準値といふのは3種類が公園にはあるわけですが、その三つの公園の平均した維持管理費といふのが340.1円といふふうなのが基準になっているわけでありまして、そして、これも先ほど市長が言われましたように、平成13年度の計画策定時の標準値であります。

したがって、こういう形から考えても、ぜひ見直しの際には、行政だけではなくて住民も参加した中で、そして見直しする中身もこれからつくる運動広場、芝生広場だけでなく全体的なことでの見直しをしていただきたいということを重ねて申しあげながら、市長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、中山町の部分、はみ出した部分は国交省の方とも協議をしていきたいということでありますので、せっかく公園をつくっても、そっちの部分がやぶの状態では非常にまずいといふふうに思っておりますので、よりよい整備になるように特段の御尽力をぜひお願いしたいと思います。

それから、円滑な行政執行の関係で、これは当然だといふことがありました。したがって、ぜひそ

ういうふうにやっていただきたいと思います。そのためには当初予算を議決すると。しかし、当初予算を議決したから寒河江市全体の事業の中ですべて4月や5月にできるわけではないですからね。12カ月間の中で財政計画を組まない限り、この事業の用地買収はいつから入れるかというのはわからないわけです。したがって、予算に基づいた年間の財政計画、この部分をきちっとつくりたいということ、それぞれの係では、すぐ住民に説明に行きたいんだけどこの事業にいつ取りかかれるのかわからないという問題が出ますので、この辺について、現状はどうなっているのかと、私の提案に対しての見解もあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

以上で2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 定額給付金の問題でございますけれども、一言で言えば、今回の制度の執行に当たりまして寒河江の市長として国に物申すのかどうかと、こういうことだろうと思いますけれども、きのうあたり行われましたところの全国の市長会におきましても、全国の町村会におきましても全市町村長の代表としての御意見を国に上げていくと、こういうことでございまして、そういう面でのこれまでの取り組み、そしてまた今回の国に対しての意向反映というようなことにつきましてはなされておるわけでございまして、それに対しまして個々に市町村長がというのは言わなくても差し支えないのではなかろうかなと、こう思っております。

それから、最上川でございますが、コンセプトというのは先ほども申しあげ、あるいはこれまでの事業計画の中でも御案内かと思っておりますけれども、それに基づいて進めておるわけでございまして、それを進める中で地元の御意見ということも聞き入れておるわけでございます。地元の意見というのは何も南部だけではありません。これは寒河江の大きな事業としてやっておるわけでございまして、現在山形県におきましても、最上川というものをこれから自然文化遺産にというような話もなされておりまして、その中で最上川をどううまく活用するかと。

寒河江市は、今言ったようにいわゆる多目的に水面を広く県民に活用する、あるいは市民におきましても、地元の施設として十分なる活用ができるようにということでの取り組みなわけでございますから、そういうコンセプトの中でこれまでも順次整備を進めてきておる段階なわけでございます。

財政云々の話も出ましたけれども、だからこそ費用対効果というものを考え、あるいは市の財政事情というものをにらみ合わせながら、これまで認可事業の中での実施計画にのせまして進めてきたわけでございます。平成20年度で期間が切れますので、これまでの実施計画と一致させるという形で24年度までの延長ということで、補助申請というものをやり直ししてまいろうということでございます。

また、事業費につきましても、当初の計画の範囲内でいろいろ内容なりあるいは効率的な運営というようなことを考慮しながら、これから決めてまいろうということでございます。

どのような経費がかかるか、細部についてどのような考えを持っているかということにつきましては、先ほども申しあげましたように、まだできておらないわけでございますから、順次できている中での使用開始時に合わせまして、処理してまいりたいと、このように思っておりますのでございます。

それから、一般的な事業実施をする場合の住民への御理解と財政計画とのにらみ合わせというようなことでございますけれども、これは御案内のように、予算が決まれば予算を適切に執行するという

観点からそれぞれの所管するところにおきまして住民と接触しながら、そして所期の目的を達成できるような執行ができるようにと願っていただいております、特別にそのための財政計画というようなものを考えておるわけではございません。

議会においてもお示したように、予算の中にも細部にわたっての諸般の内容があるわけですから、それに基づいて地元の了解が得られ、そしてまた適切な執行につながるような方法での予算を使うことによりましてこの事業の目的が達成できるようにと願って進んでおるところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 時間も12分ですので、いろいろ申しあげたことを受けとめていただいて、そしてアメリカでなくても次の方にスムーズな引き継ぎがなされるようにしていただきたいというふうに思います。

ただ、最上川寒河江緑地の関係の見直しをどの場でやっているのか、どういう人たちが、全く行政の内部だけで県や国交省の役所、役人だけでやっているのか、こういう寒河江市の大きな事業ですので市民の意向も聞きながら見直しというのはすべきではないのかというのが私の問うてる趣旨なんです。

しかし、1問目も2問目も答弁はありませんでした。したがってこの点だけ、現状はどうしているのか。これからどうするかということだけではなく、現在どういうメンバーでどこの場でやっているのかということを知っているわけですから。今年度中に見直しをしなければならぬので今していますということですので、これだけはお答えをいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 補助期間の延長ということで国・県との打ち合わせ、すり合わせをしておるわけでございます、あとは具体的な実施計画になるわけでございますから、それにつきましては、これまで承ったところの地元の意見やらあるいはさらにこれから検討してしかるべき余地があるということになりますれば、それらについても今後実施計画を組む段階におきまして関係各位の御意見なり、あるいは広く最上川のあり方ということもございまして、国等々のお話も承りながら詰めてまいりたいと、このように思っております。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 何ぼ言っても同じようですので、しかし、こういう大きな事業の見直しの際には、役所だけではなくて住民にも参加をしていただいてやってほしいという声が議会の中でもあったということを、後任にも引き継いでいただきたいということを申しあげておきます。

9月議会で、佐藤市長は今期限りの勇退を表明されました。6期24年間、四半世紀にわたっての市政のかじ取り役、まことに御苦労さまでございました。

先日、市長は、「愚直なまで寒河江市や市民のために取り組み、市民の皆様の協力で大きな成果を上げることができた」として市民の協力に感謝する言葉を述べられております。

私も、佐藤市長に対する質問は今回この場で終わりでありましてけれども、私はこの18年間、定例議会ごとに欠かさず一般質問を行い、また総括質疑や委員会など、議会のあらゆる場を通じて、私も議員として愚直なまで市民の立場から発言し行動してまいりました。この間、市長も私もそれぞれ信念

を持って市民の幸せのために取り組んできたものと思っております。幾つかの課題について平行線のままのものもありました。しかし、これらの課題についても今後多くの人々によって検証される中で評価され、整理されていくものと確信をしております。

佐藤市長におかれましては、任期が終わるまでますますの御活躍を期待すると同時に、勇退後は残夢を味わっていただきたいと思っております。私はこの18年間、佐藤市長と真摯に政策議論ができたことに感謝を申しあげ、そして御礼を申しあげながら、私の一般質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございました。

松田 孝議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 7 番、8 番について、12 番松田 孝議員。

〔 1 2 番 松田 孝議員 登壇 〕

松田 孝議員 おはようございます。

質問に先立ちまして、今議会をもって勇退を表明された佐藤市長の 24 年間の御苦勞に対し、敬意を表すとともに御健勝を心よりお祈り申し上げます。

さて、私は、日本共産党と市民を代表し、市民から寄せられた要望や意見を踏まえ、通告している事項について、市長並びに教育委員長に見解を伺います。

最初に交通弱者対策について伺います。

寒河江市の高齢化率は平成 2 年 10 月 1 日現在、16.1%でありましたが、19 年には 25.6%で、この比較では 9.5 ポイント上昇し、本市の高齢化が急速に進んでいます。さらに、同時期比較で世帯数が 2,600 世帯も増加しており、核家族化が年を追って上昇しています。

このような状況の中で、高齢化や核家族化の進展で居住地域の生活構図が急速に変化してきています。その結果、高齢者は病院の通院や買い物に行くにもだれにも頼れず、移動手段に過大な負担を強いられているのが実態であります。そのために、生活の移動手段として公的機関による交通網への要望は大変高く、とりわけ交通の空白地域の解消を図ることが重要であり、喫緊の課題と考えます。

私は、地域間の格差で移動の自由が制限される方たちの深刻さを当選直後からこの議場で、規制緩和によるスクールバスの活用や混乗型、さらには補助事業などを活用しての循環バスの運行などを提起してきましたが、佐藤市長初め教育委員会は、この問題に対して対処しようとしませんでした。

その後昨年 6 月議会で、改めて高齢者に配慮した移動手段について考えをただしたところ、佐藤市長は交通弱者の支援策を探るとして、実態調査を実施するとの考えを示しました。その後 1 年数カ月経過していますが、具体的に高齢者の実態把握とニーズはどのような結果であったのか。また調査方法、実施時期を伺いたいと思います。

次に、バス路線の存続について伺います。

現在の交通事情は、公共交通網の廃止や減便で交通の空白地域と時間帯の空白も広がり、さらに JR の鉄道やバス路線があっても、目的地まで遠回りや乗り継ぎを強いられるために利用頻度や満足度が低下してきています。こうした中で、全国的にバス路線の見直しや廃止が相次いでいます。その理由として、燃油の高騰と自治体の財政悪化で、赤字バス路線を維持するための補助金削減やカットが要因となっています。

そこで伺いますが、本市では市民交通対策費として天童市へ運行負担金、路線バス事業者にバス路線維持費補助金を支払っていますが、来年度以降、これらの対策をどのように実施していくのか伺います。

また、天童市や路線バス事業者からの燃油高騰に対する支援要請やバス路線の減便、廃止などの具体的な要請が出されているのか伺いたいと思います。

次に、高齢者などの交通弱者を対象にデマンド型交通システムの導入について伺います。

社会生活を営むための基本的な条件を満たすために、他の市町村では、だれもが安心して豊かな生活が送れるよう知恵を絞り、工夫を凝らし、地域の実情に適した循環バスやミニバスを走らせ交通弱者対策を実施し、住民に大変歓迎されています。

一方で寒河江市民は、その取り組みと便利さを伝え聞き、「ここは交通の便が悪く、医者代よりも交通費が高くて困った。なぜ寒河江市は循環バスを走らせないのか」など、悲痛な声も多く、政策の転換が求められています。

これら課題解決に新たな代替交通として、デマンド型乗合タクシー事業を導入する自治体が増加しています。この事業は、山形県の生活交通確保対策事業で、自治体がタクシー会社などに委託し、ワゴンタイプの車などを必要台数だけ借り上げて、ITを活用して運行するものです。

利用者のメリットは、登録するだけで車の必要なときに自宅から電話で日時と目的地を連絡すれば、デマンド型乗合タクシーが自宅に回り、目的地へ低料金で移動できる送迎サービスが受けられること。自治体にとっては、だれも乗らない空気バスの運行経費削減や交通空白地域の解消ができるなど、加えて民間事業者の車両の有効活用と安定的な収入が確保できることです。既に飯豊町、高島町、川西町、鮭川村が導入し、白鷹町、三川町は今年度、予算化し導入へ、さらに、山形市や鶴岡市、庄内町、遊佐町は実施に向けて検討中であります。

デマンド交通システム導入は全国的に運行されていますが、その事例分析の調査結果を見ても、利用者の満足度が全地域において非常に高い結果となっています。寒河江市においても交通弱者の方々の利便性の向上を最優先に考え、デマンド型乗合タクシー事業を実施すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、簡易専用水道の水質向上について伺います。

ことし7月、「JAさがえ西村山ふれあいあぐりんの広報誌に、「学校の水を飲んでください」とのタイトルで、子供が通っている陵東中学校の水道水について書かれた記事が載っていました。具体的な指摘がなされ、最後には大人が学校の水を自分の舌で確かめることが先決と掲載されていました。

早速、日本共産党市議団は、保護者とともに話題になった陵東中学校を訪問し、水道水の調査を行いました。蛇口からコップにくんだ水を口に含んだ瞬間、嫌なにおいと味がし、日ごろ家庭で飲んでいる水とは明らかな違いがあり、さらには生ぬるさが加わって、寒河江市の水道水とは思えないような水の味でした。夏の間などは大勢の子供たちが大量に飲む水なのに、このような水でいいのだろうかという疑問を持ったのは私一人だけではありませんでした。

今回の調査で、「水がおいしくないということだけではなく、水質の安全性は大丈夫なのか不安だ」という保護者の意見もあり、この状況を担当課に申し入れたところ、年1回の検査を実施し、異常が見当たらないし、衛生上、問題はないとの回答でありました。確かに管理や衛生面では問題がないことを理解しますが、子供たちにおいしい水を飲ませてやりたいという思いから、所管や水道事業者らと話し合いを行ってきました。

その後、学校などで取り入れる簡易専用水道の管理やあり方について調べたり、他市町村の改善に向けた取り組みなどを参考にしながら、よりおいしく飲んでもらうためにどんな手法があるのか、また簡易専用水道の設置目的を維持しながら解決できる方法はないのかななどを模索してきました。

そこで伺いますが、簡易水道水による水質の低下を改善するために、新潟市などは、簡易専用水道方式から一般的な直結給水方式や高い建物には直結増圧給水方式を積極的に導入し、水質の安定供給

と管理費削減に努めています。本市においても、高さ制限などの設置基準を改正し、可能な限り直結方式に移行すべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

特に学校施設などは、1、2階だけでも可能な限り直結給水方式を採用することで、一般家庭と同じ水道水を飲めるようになり、水に対する不信感を払拭できると考えます。一部直結給水方式を採用することについて、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、教育委員長に伺います。

水道法の第34条の2に基づいて、定期に検査を受けなければならないと定められていますが、学校施設の老朽化にあわせ、水槽の点検や清掃の頻度を高め、水質向上に向けた取り組みが必要だと考えますが、見解を伺いたいと思います。

2点目は、学校施設などの高置水槽、給水管は、材質により耐用年数が異なると思いますが、25年ぐらいをめどに更新するのが望ましいと言われていています。それぞれの更新の考え方を伺います。また、耐用年数の到達時には、管の抜き取り検査や管の更生を行うことで水質のさらなる安定化が図られると言われておりますが、これまでの給水管の検査や管の更生を実施した経過と時期、それに今後の対応を伺いたいと思います。

最後に、学校内に設置してある簡易専用水道施設の給水管理者は学校長と思いますが、各学校の水質の点検者はだれか。また給水施設などについて、これまで改善に向けての要請は何件あったのか伺い、第1問といたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前10時55分といたします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時55分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、交通弱者対策についてでございます。

昨年の6月議会におきまして議員の質問に答えまして、高齢者の市内における交通移動手段の実態とニーズについて、老人クラブや高齢者関係団体から意見を聞いてまいりたいと答えたところであります。

そこで、昨年の9月とことしの1月の2回にわたりまして、老人クラブ連合会を通して、各地区役員が一堂に会する理事会等でコミュニティバスなどの市独自のバスの運行について御意見を伺ったところでございます。その結果、一部の地区の方から、買い物に出かけるために、あれば利用してみたいという意見が上げられたものの、その他市独自のバス運行に対する要望や御意見はなかったところでございます。

このことにより、高齢者の交通需要の状況につきましては、買い物、通院などが考えられるわけですが、移動手段としましては、自家用車が普及している現状から、本人みずからが運転する場合や家族運転による場合が多く、そのほかJRや路線バス等の公共交通機関、それからタクシーを利用されて移動手段が確保されているのではないかと判断したところでございます。

次に、天童市営バスに対する運行負担金とバス路線維持費補助金についての御質問にお答えいたします。

現在、天童寒河江間の天童市営バスに対し、運行経費が運行収入を上回った場合の差額について、天童市との運行距離割合によりまして負担金を支出しております。また、路線バス事業者に対しましても、同様に国の補助対象外となっております寒河江水沢線について県の補助を受けて、西川町との運行距離割合によりまして、バス路線維持費補助金を支出しているところでございます。御案内かと思えます。

いずれの路線とも、通学や日常生活に欠かせない路線でありまして、市民の移動の際の足の確保のため、これまで負担金及び補助金を支出してきたところでございます。これらの補助金等を継続するかどうかという御質問でございますが、このことについては、新市長の判断にゆだねられるところでありますが、その必要性をかんがみれば、継続はされるのではないかと考えているところであります。

次に、路線バス業者からの要請についてでございますが、先日、今年度のバス路線維持費補助金の交付申請がなされたところでありまして、燃料高騰の影響などから昨年度より損失分が多くなり、昨年より増額の申請がなされたところでございます。

また、バス路線の減便、廃止につきましては、現在のところ、特に要請は出されていないところでございます。

次に、このデマンド型交通事業の実施についてお答えいたします。

御案内のように、デマンド交通は地域生活交通の一つの形態として位置づけられているものでありますが、従来の路線バスとは異なり、利用者の要望に応じて、利用者それぞれが希望する乗車時間や場所を事前に電話で予約いたしまして、他の利用者との乗り合いによりまして目的地まで移動するものでございます。お話がありましたとおりでございます。この交通システムのメリットとしましては、タクシーのような便利さを路線バス並みの低料金で利用できることにあります。

これまで、高齢者等の交通移動手段につきましては、本市におきましては、JR左沢線を初め、民間や公営のバス路線等の公共交通機関が市内に張りめぐらされておりまして、移動の際の足が確保されていると思われることから、コミュニティバスなどを実際に運行するには、利用者の見込みを踏まえた費用対効果を十分に考えなければならないと答えてきたところでございます。

今お答え申しあげましたように、老人クラブ連合会を通じて御意見を伺った限りにおいては、現段階でデマンド型生活交通を導入しても、それを維持できるほどの利用者数が見込まれるとは思えないことから、今後、高齢化や核家族化のさらなる進行、そして既存路線バスの廃止や便数の削減などによりまして、移動手段を持たない高齢者が増加するなどの状況が生じる場合に、検討課題として浮上してくるものと考えておるところでございます。

次に、簡易専用水道の水質問題についての御質問に答えたいと思えます。

簡易専用水道施設は、学校に設けられているわけでございますが、水道直結方式に移行してはどうかということでございますが、直結式給水とは、給水装置の末端給水栓まで水道配水管の直圧によりまして安定的に給水するところの方式でございます。市では、現在の水道施設の稼働能力等を考慮いたしまして、安全な水を安定的に供給するため、給水装置工事設計施工基準というものを定めておるところでございます。

その中で、直結式給水を認める場合は水圧との関係等から、一つは、2階建て以下の建築物に給水する場合で、分岐点から最高位水栓まで8メートル未満までの場合、それから2番目としましては、配水管の給水能力、水圧等が十分である場合、そして3番目には、常時円滑に給水が得られる場合、そして4番目は、配水管及び給水装置に支障を来すおそれがない場合、これらすべてに適合する場合は、直結式給水を認めているところでございます。

御質問の学校のような3階建てで、一時的に多量の水を要する施設では、水圧の問題や配水管の給水能力等から安定的に供給することが難しいと思われまますので、認めていないところでございます。

それから、3階以上の建物であっても、1、2階の一部を直結給水方式にしてはどうかと御質問がございましたが、今申しあげましたが、学校のように多くの生徒が一時的に多量の水を使用するところの施設では、給水管の給水能力等の問題やまた断水時にも給水を持続する必要がある施設では、断水から復旧するまでの間、受水槽等に蓄えた水で対応できるように受水槽方式の給水をお願いしております。

私の方からは以上です。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 私の方から学校の簡易専用水道の水質向上対策についてお答えをいたします。

水については、児童生徒の健康を守るため、学校が責任を持って飲料水を衛生的に管理し、安全にまた児童生徒の学校活動のライフラインを確保するため、安定的に供給する必要があります。学校環境衛生基準に基づきまして、毎年6月と2月に2回、飲料水の水質検査を実施しております。前回の検査は6月に行いましたが、その結果、飲料に適すとなっております。

また、水道法に基づきまして、簡易専用水道施設では、1年以内ごとに厚生労働大臣の指定検査機関である山形県理化学分析センターの検査を受けることも義務となっております。この検査についても9月に実施しておりますが、異常なしでありまして、飲料水として適しているとなっております。

飲料水の検査10項目については、当然のことながら味やにおいの項目も入っております。指定検査機関での検査結果が飲料適ということであります。御指摘のにおい、味については、飲料水の検査では異常なしで、安全・安心な飲料に適した水という結果となっております。

清掃につきましては、簡易専用水道施設ですので、貯水槽の年1回の清掃点検が義務となっております。学校の高置水槽は、毎年夏休みを利用して8月に清掃点検を実施しております。

次に、学校の高置水槽、給水管の更新状況についてお答えをいたします。

建物が3階建てになっている学校では、簡易専用水道という高置水槽などの貯水槽を給水管とともに設置しております。最も古い陵東中学校の場合は、昭和43年から統合の校舍建築工事をしておりますので、給水管は40年経過しております。この間には、地中埋設給水管の老朽化による一部配管がえや給水管の一部抜き取り調査の結果を踏まえまして、管の更生工事を実施しております。学校施設等については、耐用年数が何年ということではなくて、経費の節減にも配慮しながら維持管理を十分にやってきているところでありますので、今後とも同様な対応で行っていきたいと思っております。

学校においては、学校長の指示で、日常の飲料水の点検を主に養護教諭が担当してありまして、残留塩素、色と濁り、臭気、味等に異常がないことを確信しておりますので、これまで改善というような要請はなかったところであります。

次に、直結給水方式についてお答えをいたします。

学校において児童生徒が活動するためには、わずかな時間の給水停止でもトイレなどが使えなくなるので生活に支障が出てまいります。児童生徒の活動の状況から休み時間などに集中して大量の水を必要としますので、学校内の給水管の口径は、直径が100ミリメートルから150ミリメートルと太い給水管を使用しております。通常考えられる工事や切りかえで給水が不能になった場合であっても、飲料水とトイレの水は使える状態を確保するという必要があります。

ただいま市長の答弁にありましたとおり、学校においては市の水道の基準に基づきまして、安全・安心な水を安定的に供給するため、受水槽方式の給水を採用し、簡易専用水道としておりますので、直結給水方式は考えていないところであります。

以上、よろしく願いいたします。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 答弁いただきましたけれども、2問に入らせていただきます。

デマンド交通に向けた、いろいろな具体的な調査はやったようですけれども、これまでずっと議会で高齢者の交通弱者対策についての話をしましたけれども、結果的に同じ内容であったと私は思っております。

ただ、平成8年度に第4次寒河江市の振興計画の中に、この問題も少し出ておりましたけれども、この当時、路線バスは17路線が寒河江市を起点としたり、あるいは通過する路線バスがあったようなことを書いてあります。しかし、現状としてはもう5路線ぐらい、高速を入れても7路線か8路線ぐらいしかないのではないかと考えています。ですから、それだけ交通弱者がふえているし、空白地域も相当ふえていると私は思っております。

ただ、今回は老人クラブ等々で調査をやったようですけれども、もう少し住民に密着したアンケート調査なりをすれば、具体的な必要性が多くなってくると思っております。山形市などはデマンド交通システムを採用するために、昨年7月ですけれども、いろいろな公共交通についての支援策を探るとして具体的に調査をしています。それは、一つは書類配布による調査、あとは具体的に当市で実施したような聞き取り調査、そして今の公共交通機関についての満足度の調査なども具体的に進めています。

その結果、やっぱりバス利用者の満足度はおおむね33%です。山形市があれだけ交通機関が発達している状況の中で満足度が33%というのは、やはり朝の時間帯とかそういうところには回数がありますけれども、いざ高齢者が利用する時間帯、日中などは非常に交通の便が悪くなっているというのが実態だと出ているんです。

ですから、具体的にそういうところまで調査しないと、住民の要望するところが出てこないと私は思っています。そのために、やはり今後、もう少し身近な問題として考える必要があると思っております。そのための代替交通機関として、先ほど第1問で述べましたけれども、やはり今高齢者が必要としているのは、停留所からではなくて自宅から目的地まで行く手段を何とか確保してもらいたいという要望なんです、実際は。確かにタクシーなどいろいろな交通の便はありますけれども、高額な負担で交通費がかかって通院もできない、買い物もできないという問題が根底にあります。

そのために、今このデマンド方式が非常に全国的に注目されているんです。今寒河江市でも実施していますけれども、ミニデーのサービスなんかも停留所を設けて、「ここに集まってミニデーに参加

してくださいよ」と言ったら、参加者は少ないと思います。わずかだと思えます。あれは自宅から送迎することによって、あれだけのサービスを受けられるということで行っている人がほとんどだと私は思っています。ですから、今の時代、交通弱者に対しては、そういう取り組みが必要だと思っております。

先日、NHKの「クローズアップ現代」という番組でデマンド交通システムの具体的な取り組みをやっておりましたけれども、あの状況を見ても長野の安曇野市では、このシステムを導入するに当たって、目的地にはどういう要求があるのか具体的に調査をした結果、非常に利用頻度が多くなってびっくりしているんですね。

逆に秋田市では、住民調査もしないでバスを配車した結果、勝手に行政の方で目的地を4カ所ぐらい設置したために、本当の交通弱者がそこに行くためにまた別の乗り継ぎの機関を利用しなければならない、あるいは歩く必要が出る、非常に不便さがあって、今までの公共のバスよりも人数が減ったという経過もあります。

ですから、もう少し具体的に調査をして取り組みを進めていただきたいと思っているところなんですけれども、アンケートの取り組みあるいは今の交通弱者が求めている視点を、もう少し市長として理解をいただくようにと思っておりますので、その辺について再度市長にお伺いしたいと思っております。

それから、学校の水道水の関係でありますけれども、この直結方式をやるのに簡易専用水道を全部取り払えというのは私の考えではありません。専用水道をそのまま維持しながら、直結方式で1、2階に部分的にでもおいしい水を提供する箇所を設けることが必要ではないかと、こういう質問の趣旨であります。

ですから、全体的には8メートルという制限がありますので、それを3階まで設けるとか、そういう要求ではなくて、ある程度1階とか2階の階層を設けてやれば、簡単に設備をしても緊急対策にも対応できると私は思います。その取り組みにはそんなに費用がかかるとは私は思っておりません。ですから、その辺について、教育委員会あるいは市長も改めて認識していただきまして、その取り組みができるかできないか具体的に市長と教育委員長に再度伺いたいと思っております。

それから、特に教育委員会に伺いますけれども、陵東中学校は、学校建設当時から40年たっています。そのほかにも30数年という学校も相当数ふえてきておりますね。ですけれども、管の中の実態を調査するということを進めながら更生をかける必要というか、具体的な計画をもってしないと、陵東中学校ばかりではなくて、他の施設でもそういう問題が多くなってくると私は考えております。ですから、その全体的な計画をどのように考えているのか、そして陵東中学校の更生した時期を具体的に伺いたいと思っております。そして、そのほかの施設でも更生をかけた施設があるかどうか、その辺についても伺いたいと思っております。

それから、この学校の簡易専用水道を設置した当時と現在では、生徒数がかかなり減少していると思っております。当初の設置基準にのっとって設置したものであると思っておりますけれども、実際はその簡易専用水道の受水槽の基準が余りにも大きくて、水が循環しないのではないかとということが一つあると思っております。ですから、こういう調整を学校の中で具体的にできるかどうか、その生徒数に応じて循環する水というのも再度検討する必要があるのではないかとと思っておりますけれども、その辺の考え方もあわせてお伺いし、第2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 デマンド方式の交通弱者対策ということでございますけれども、第5次振興計画のときにも調査するなり、あるいは御意見を聞くなりしましてその必要性は認められなかったということでございますし、今回の件につきましても、老人クラブ等々の話し合いにおきましてもそういう御意見はほとんど出なかったということでございますので、デマンド方式を採用するということにつきましてもは考えていないということは、1問目に答弁申し上げたとおりでございます。

密着したような交通手段が必要ではないか、さらに調査してはどうかという御意見でございますけれども、これまでも老人クラブ等からお話を聞いたところではそのようでございます。さらに意見を聞いたかどうかということでございますが、何も聞くことはやぶさかではございませんし、あるいはまた詳細な話し合いなりをするということにはやぶさかではございません。

それから、3階建て以上の学校におきまして、一部でもいいから直結方式というものを採用してはということでございますけれども、先ほど申し上げたとおりになるわけでございますけれども、学校といえますのは休みも同じで皆一斉にとるわけでございますから、3階建て以上の学校におきまして、1、2階だけあるいは1階だけをということになりますと、学校運営なり時間帯をうまく使う必要から、生徒からどういうふうにとということもあろうかと思えます。

そもそも先ほど申しあげましたように、水道基準というものも設けておりますので、その基準もそういうことから考えて策定されたものと思っておるわけでございますので、1、2階の一部だけということになりますと、そもそも学校を建築する段階からそういう視点で取り組まなければならないものだろうなと思っております。もしも大改修ということになりますれば、そういう必要性が本当にあるのかどうかということ、あるいは学校の生徒の利用状況から本当にどうなのだろうかということ、を十分考慮した上で、やらなければならないものだなと思っております。答えとしましては1問目に申し上げたとおりでございます。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

大沼保義教育委員長 幾つか質問がありまして、具体的また専門的なところは担当者から答えさせていただきます。

議員が指摘した中で、確かに高置水槽の場合の対流、いかに回転をよく、いかに新鮮な水を飲めるようにするかというのは、大変大きな課題だと思っております。議員から指摘があったように、今までも児童生徒の減少にあわせて貯水の水の量を加減するということができるということで実際今やっている、これをもっとまめにやっていくということは、新鮮な水を飲んでもらうという意味では大事なことかなと思っております。

直結方式等々は、今市長からお話のあったとおりでございます。それ以外のことで、担当者から答えさせていただきます。

伊藤忠男議長 学校教育課長。

兼子善男学校教育課長 私の方から2点ほどお答え申し上げたいと思えます。

最初に、管の更生計画についてでございますが、先ほど委員長が申しあげましたように、管の更生については年数というものには直接かわらない中で、維持管理の中でやっているというふうな基本的な考え方がございます。

そして、実際の陵東中学校の更生時期につきましては、昭和63年度にやってございます。それから、陵南中学校が平成5年度、陵西中学校が平成9年度ということで、3校で更生工事をやっております。

そのような形で施設の維持管理については、先ほど委員長が申しあげたような考え方で基本的には進めているということでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 松田議員。残り時間を考えてください。

松田 孝議員 わかりました。

水道水の問題ですけれども、私らも直接陵東中学校で飲んでみた結果、実感として非常に違うんですね。そして、そのほかに陵西中、陵南中、あるいは中部小学校等回ってみましたけれども、老朽化しているほど水の味が違うというか、そういうのが私ら素人の判断でもできる状態です。

ですから、やっぱり老朽化にあわせた実際の取り組みと。これを見ますと、今課長から報告ありましたとおり、老朽化の状態ではなくて、年度によってというか、その状況によって対応していくのが基本的な対応だと。ですから、具体的にこの時点でさびが多くなったとかいろいろな問題があって、この時期に更生をしたのだと思いますけれども、やはり基本的に安心しておいしい水を提供するために、さびとかが出る前に基本的な調査をして対応すべきだと私は思います。

逆に、問題が発生してから対応していくという今の状況だと、子供たちに不安材料として位置づけられるのではないかと思います。中部とか西根とか田代とかの小学校は30年を超えているわけです。そういうところに対しても具体的な計画を持って進めていかないと、今回のような水がおいしくないというような問題が各学校に波及していくという状況だと思いますので、具体的なこの辺の取り組み、そして改めて、さっき言った1階とか2階の簡易専用水道を使って、部分的にでも飲料水として最適な水を提供できるように、家庭と全く同じような水が簡単な工事でやれるような手段をとればできると思います。そんなにいろいろと中の配管をかえるまでの必要はないと思いますので、その辺を今後検討していただいて、おいしい水を提供していただくようお願いして、私の12月の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

伊藤忠男議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 2、議第 95 号寒河江市監査委員の選任についてを議題といたします。

この際、地方自治法第 117 条の規定により、鈴木賢也議員の退席を求めます。

〔 1 1 番 鈴木賢也議員 退席 〕

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第 3、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔 佐藤誠六市長 登壇 〕

○佐藤誠六市長 議第 95 号寒河江市監査委員の選任について御説明申しあげます。

議員のうちから選任する監査委員について、新たに鈴木賢也氏を選任いたしたく提案するものでございます。御同意くださるようよろしくお願い申しあげます。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第 4、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 95 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

伊藤忠男議長 日程第 5、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 95 号に対する質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより、議第 95 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 95 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第95号は、これに同意することに決しました。

鈴木賢也議員の着席を求めます。

〔 11番 鈴木賢也議員 着席 〕

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第6、議第96号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第7、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔 佐藤誠六市長 登壇 〕

○佐藤誠六市長 議第96号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

寒河江市固定資産評価審査委員会委員に欠員が生じることから、新たに木村二男氏を選任いたしたく、提案するものでございます。御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第96号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第96号は、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

伊藤忠男議長 日程第9、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第96号について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより、議第96号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第96号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第96号は、これに同意することに決しました。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第10、議第97号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更についてを議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第11、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第97号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について御説明申し上げます。

寒河江地区斎場の火葬手数料徴収事務を西村山広域行政事務組合で行うため、所要の変更をしようとするものであります。

よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

質 疑

伊藤忠男議長 日程第12、これより、質疑に入ります。

議第97号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 この議案については、反対とかなんかということではありません。了解をしたいというふうに思いますが、私は、広域事務組合の方の議員もしています。先般、広域議会の協議会もありまして、来年4月1日からのごみの一般廃棄物の処理料の料金の改定の説明などもありました。

しかし、このことについて、私ども広域の議員は知らされていません。したがって、一部事務組合を構成するそれぞれの議会でこの規約の改定も必要ですけれども、直接その仕事にかかわる部分として、ぜひ広域の中でも説明がされるような対応をしていただきたい。

市長は広域の理事長でもありますし、ましてや寒河江市の議会の議長は広域の議長もしていますので、今後は広域の議員の方にもきちっと前段に説明があるように配慮をお願いしたいということで、ここで申し上げておきます。

伊藤忠男議長 ほかに質疑ありませんか。佐藤議員。

佐藤暘子議員 この規約の改正というのは具体的にどのように変わるのか、変更の内容をお聞きしたいと思います。

伊藤忠男議長 総合政策課長。

菅野英行総合政策課長 内容についてお答えをいたします。

現在、寒河江地区斎場の使用料につきましては、関係市町の住民の10歳以上、10歳未満、死産児は無料になっております。ただ、胞衣と肢体（体の一部）については、関係市の住民は有料になっております。そのほか、管外の方については有料になっております。

使用につきましては、構成する市町の方に事務委託をしております。実際には各市町の窓口で使用料をお支払いいただいております。ただ、今申しあげました管外の方について、特に日直等で取り扱いした場合、既に斎場に行って終わった後にそれぞれの市町の窓口に行ってお金をお支払いいただくわけではありますが、中には終わったためになかなか支払いに来ていただけないということもあります。

また、そういう方についても、一たん終わった後、また寒河江市とか各市町に来るという手間がありますので、そういった事務の効率化、利用者のサービスを考えまして、この斎場で直接、使用料を納めていただくような形にしたいということで、この事務委託については廃止するというございます。

伊藤忠男議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて、質疑を終結いたします。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第13、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表（その2）

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	議第97号

散 会 午前11時45分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

議事日程第 4 号

第 4 回定例会

平成 20 年 12 月 2 日（火曜日）

予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 議第 75 号 平成 20 年度寒河江市一般会計補正予算（第 4 号）
- 〃 2 議第 76 号 平成 20 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 3 議第 77 号 平成 20 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 〃 4 議第 78 号 平成 20 年度寒河江市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 5 議第 79 号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 〃 6 議第 80 号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- 〃 7 議第 81 号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 〃 8 議第 82 号 さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定について
- 〃 9 議第 83 号 トルコ館に係る指定管理者の指定について
- 〃 10 議第 84 号 二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について
- 〃 11 議第 85 号 寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定について
- 〃 12 議第 86 号 寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定について
- 〃 13 議第 87 号 寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定について
- 〃 14 議第 88 号 寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定について
- 〃 15 議第 89 号 寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定について
- 〃 16 議第 90 号 寒河江市葉山高原牧場に係る指定管理者の指定について
- 〃 17 議第 91 号 寒河江市葉山市民荘及び寒河江市葉山キャンプ場に係る指定管理者の指定について
- 〃 18 議第 92 号 寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定について
- 〃 19 議第 93 号 寒河江市慈恩寺駐車場及び寒河江市慈恩寺大駐車場に係る指定管理者の指定について
- 〃 20 議第 94 号 「寒河江市市民文化会館改修工事請負契約の締結について」の一部変更について
- 〃 21 議第 97 号 西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について
- 〃 22 請願第 9 号 2009 年度山形県予算における私学助成関係予算の増額を求める意見書の提出に関する請願

” 2 3 委員会審査の経過並びに結果報告

(1) 総務委員長報告

(2) 厚生経済委員長報告

(3) 建設文教委員長報告

(4) 予算特別委員長報告

日程第 2 4 質疑、討論、採決

” 2 5 議会案第 9 号 2 0 0 9 年度山形県予算における私学助成関係予算の増額を求める意見書の提出について

” 2 6 議案説明

” 2 7 質疑、討論、採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 4 号に同じ

再 開 午前 10 時 00 分

伊藤忠男議長 おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、本日午前 9 時から議会第 2 会議室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加されます議案は、議会案第 9 号であります。追加議案の取り扱いについては日程第 25 で議案上程した後、日程第 26 で議案説明を省略し、日程第 27 で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第 4 号によって進めてまいります。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 1、議第75号から日程第22、請願第 9 号までの22案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

伊藤忠男議長 日程第23、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

伊藤忠男議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

佐藤 毅総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は11月27日午前 9 時30分から議会第 2 会議室において委員 6 名全員出席、当局より副市長初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第79号、議第81号、議第97号の 3 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第79号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「裁判員制度で市の職員が裁判員として出頭する場合、職員に欠員が出ることになるが、その対応をどうするのか。また仕事の都合上、出頭しなくてもよいということもあるようだが、それについて市として基準をつくるのか」との問いがあり、当局より「裁判員制度は国が積極的に進めている制度であり、市の職員として積極的に参加するように考えています。裁判の参加に必要な日数は 3 日程度であり、全体の業務の中でカバーできますので積極的に参加する体制で進めていきたいと思っております」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第79号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第81号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第81号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第97号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第97号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済委員長報告

伊藤忠男議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。7番木村厚生経済委員長。

〔木村寿太郎厚生経済委員長 登壇〕

木村寿太郎厚生経済委員長 おはようございます。

厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、11月27日午前9時30分から市議会第4会議室において、委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第77号、議第80号、議第86号、議第87号、議第88号、議第89号、議第90号、議第91号、議第93号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第77号平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「繰り入れをすることで国民健康保険税が減額になっているが、国保税の賦課に影響はないのか」との問いがあり、当局より「国民健康保険税は医療費を見込んで予算を計上するわけですが、6月の議会で税率を上げ、当初予算で盛り込んだその上げた分を基金を取り崩して緩和したわけですので、税の賦課には影響ないと思います」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第77号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第80号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第80号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第86号寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「選定結果の中で得点はどのようになっているのか。選定委員はどのような方なのか。経費見込み額はあらかじめ提示しているのか」との問いがあり、当局より「基準点は51点になっており、児童センターについては63点です。選考委員会は委員長が副市長で、副委員長が教育長、委員に総務課長、総合政策課長、財務室長、市民生活課長、花・緑・せせらぎ推進課長、農林課長、商工観光課長、健康福祉課長、生涯学習スポーツ推進課長です。経費見込み額についてはあらかじめ限度額を示しています」との答弁がありました。

委員より「児童センターの遊具とか機器について市の予算などはあるのか」との問いがあり、当局より「児童センターを設置した時点ではすべて市で負担しています。小規模なものについては指定管理者に対応していただきますが、施設整備や大きな備品の購入は市が対応します」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第86号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第87号寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「公募によらなかった理由は」との問いがあり、当局より「寒河江市社会福祉協議会が地域福祉推進の諸活動を行っている団体であり、老人福祉センターと屋内ゲートボール場の駐車場の土地を所有していることも加味されまして公募によらなかったものです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第87号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第88号寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「技術交流プラザでさまざまな研修をやられているようだが、どのくらいの人が利用しているのか」との問いがあり、当局より「平成19年度で一般研修が136人、パソコン研修が218人、語学研修が281人で合わせて635人の受講者がいます」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第88号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第89号寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「駐輪場について、周りから見えないためいたずらされるケースが多いと聞くが、選定基準にある苦情対応及びトラブルの未然防止対策に関連して市で何らかの対策はとっているのか」との問いがあり、当局より「指定管理者の方で毎日、随時現場パトロールをしていますが、今後指定管理者になる方に管理体制の充実を図るよう指示したいと思います」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第89号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第90号寒河江市葉山高原牧場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第90号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第91号寒河江市葉山市民荘及び寒河江市葉山キャンプ場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第91号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第93号寒河江市慈恩寺駐車場及び寒河江市慈恩寺大駐車場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「慈恩寺大駐車場のトイレの管理が行き届かない場合があると思うが」との問いがあり、当局より「トイレの清掃はお客様をもてなすということにもつながりますので、契約の段階で申し伝えたいと思います」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み、会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第93号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設文教委員長報告

伊藤忠男議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。8番鴨田建設文教委員長。

〔鴨田俊廣建設文教委員長 登壇〕

鴨田俊廣建設文教委員長 おはようございます。

建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、11月27日午前9時30分から議会図書室において、委員5名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第76号、議第78号、議第82号、議第83号、議第84号、議第85号、議第92号、議第94号及び請願第9号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第76号平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「公債費の関係で今回繰り上げ償還される本数と残額について」の問いがあり、当局より「今回繰り上げ償還の対象となるのは平成19年度分で9本です。残分は9本で、元利合わせて8億9,646万4,991円でございます」との答弁がありました。

議第76号については、途中、休憩を挟み会議を再開いたしましたが、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第78号平成20年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第82号さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第83号トルコ館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第84号二の堰親水公園に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「あの施設を使って産業廃棄物の収集をしていることについて」の問いがあり、当局より「目的を損なわない範囲で、駐車場の一角ということで使用の許可を行っており、使用料は真っすぐ市の方に入っております」との答弁がありました。

議第84号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第85号寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市民体育館合宿所の利用者が伸びていないことについて」の問いがあり、当局より「昨年度は利用者が大きく落ち込んでおりましたが、その要因として大きい大会に伴う宿泊数が減ったことや、毎年利用していただいている団体が利用しなかったことなどが複合的に重なってたまたま数字が落ち込んだものと思われます。今年度につきましては数字が上向きになってきております」との答弁がありました。

委員より「市営野球場の草取りなどは指定管理者がシルバーなどに頼んでやっているのか。また夜間照明の鉄塔は危険な状況だと思うが、解体計画などはあるのか」との問いがあり、当局より「掃き掃除なども含めてそのようにやっております。また照明塔については、解体に1億5,000万円ほどかかることから落下のおそれがある照明器具だけ撤去し、塔そのものは構造的には倒れたりする心配はないという検討結果を得ておりますが、随時監視はしているところです」との答弁がありました。

議第85号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第92号寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「いこいの森には沼があって、そこで事故が起きる心配があるが」との問いがあり、当局より「安全確保ということで、池の周りの部分も含めて指定管理者の方からも積極的にいろいろ管理してもらっておりますし、安全が第一だという意識でおりますので、大きな予算的措置が必要な部分につきましては応急処置をしながら対処していきたいということで取り組んでおります」との答弁がありました。

委員より「指定管理者がイベントなどを開催する場合に広報の支援とか人を集める方策が必要と思うが、その考え方について」の問いがあり、当局より「よいイベントをやってもその周知がならないということであればイベントをやった意味も効果も出ないということですので、現在の広報の手段を活用しながら独自のチラシや配布方法なども指定管理者と協議しながら進めていきたいと思っております」との答弁がありました。

議第92号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第94号「寒河江市市民文化会館改修工事請負契約の締結について」の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第9号2009年度山形県予算における私学助成関係予算の増額を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

請願第9号が採択されましたので、意見書案を議題とし質疑、意見等を求めましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

伊藤忠男議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋勝文予算特別委員長 登壇〕

高橋勝文予算特別委員長 おはようございます。予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本特別委員会は、11月19日午前10時5分から本議場において委員16名全員出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第75号平成20年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）であります。

議第75号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、融雪槽実証試験委託金の内容について。一つ、臨時職員賃金の予算計上の仕方について。一つ、出産育児一時金の件数などについて。一つ、市内企業に対する融資の貸し渋りなどの状況について。一つ、職員数及び給料などが減少した理由についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、12月2日午前9時30分から本議場において委員16名全員出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第75号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果についての報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第75号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第24、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第75号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

議第76号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

議第77号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

議第78号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

議第79号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第79号は原案のとおり可決されました。

議第80号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第80号は原案のとおり可決されました。

議第81号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第81号は原案のとおり可決されました。

議第82号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第82号は原案のとおり可決されました。

議第83号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第83号は原案のとおり可決されました。

議第84号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第84号は原案のとおり可決されました。

議第85号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第85号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第85号は原案のとおり可決されました。

議第86号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第86号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第86号は原案のとおり可決されました。

議第87号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第87号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第87号は原案のとおり可決されました。

議第88号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第88号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第88号は原案のとおり可決されました。

議第89号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第89号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第89号は原案のとおり可決されました。

議第90号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第90号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第90号は原案のとおり可決されました。

議第91号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第91号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第91号は原案のとおり可決されました。

議第92号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第92号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第92号は原案のとおり可決されました。

議第93号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第93号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第93号は原案のとおり可決されました。

議第94号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第94号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第94号は原案のとおり可決されました。

議第97号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第97号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第97号は原案のとおり可決されました。

請願第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願議第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第9号は採択することに決しました。

議案上程

伊藤忠男議長 日程第25、議案第9号を議題といたします。

議案説明

伊藤忠男議長 日程第26、議案の説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

なお、委員会提出の議案は会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しないこととなります。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第27、これより質疑、討論、採決に入ります。

議案第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

この際、佐藤市長より発言の申し出がありますので、これを許します。

なお、市の広報統計係及び報道関係者より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 貴重な時間を与えてくださいましたことに感謝申し上げます。

議員の皆さんとこの議場で相まみえるのは、本日この日が最後となります。私は、もう二度とこの議場に立つことはありません。この議場において皆さんと議論を交わし提案した議案は、賛否両論の

御意見をいただいたのも懐かしい思い出として残るでありましょう。私は、心置きなくやることをやり終えた感慨でいっぱいでございます。

寒河江の一時代をつくりあげ、確かなものを残すことができたことに限りない喜びを感じております。私と一緒に今日の寒河江をつくり育ててくださいました皆様に、改めて感謝と御礼を申し上げます。皆さんが、これからもこの愛する寒河江の発展と市民の幸せを念じてお働きくださることを思えば、心は晴れ晴れとします。

来年1月20日からは、新しい市長が市政の担い手となります。議員の皆さんには、これまで私に賜った以上の御協力と御理解をお与えいただき、相携えて、発展する寒河江市の未来に向かって一層御精進くださることを心からお願い申し上げます。

最後に皆さんの御健勝と本市の万歳を唱え、お別れの言葉とさせていただきます。私は寒河江の土になって、寒河江を守らせていただきます。

去りゆけば 臉に画くこの議場 あの時の顔ヒナ壇に浮かぶ
幾度か この演壇に立てし吾 名札を横に去りゆかんとす
さらばなり 立つこともなしこの議場 市民の幸せ祈りつつ去る
ありがとうございました。(拍手)

閉 会 午前10時47分

伊藤忠男議長 これにて、平成20年第4回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 伊 藤 忠 男

会議録署名議員 辻 登 代 子

会議録署名議員 川 越 孝 男